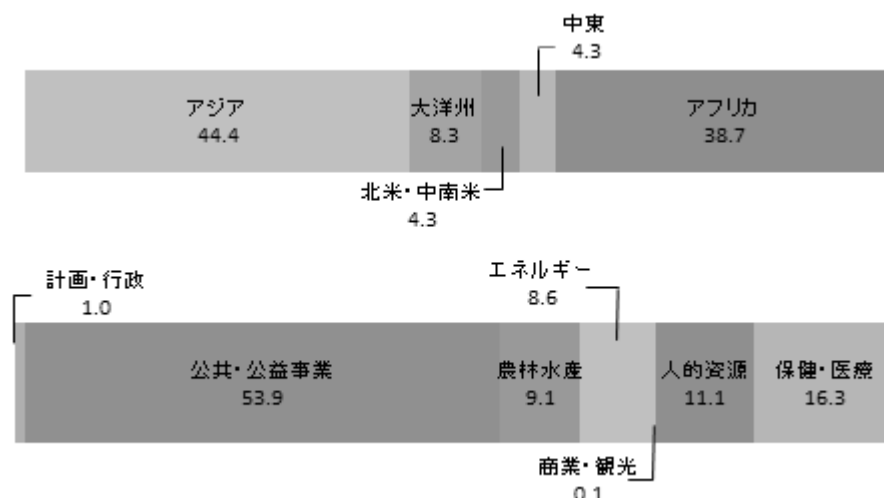


保健・医療分野では UHC 実現に向けた医療水準の向上と日本の医療の国際展開の両方に資する事業に積極的に取り組んだことを反映し、2015 年度 9.5%から 2016 年度 16.3%へとその割合が大きく増加した。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業（G/A の年度供与限度額）の割合

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な無償資金協力事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った。結果として、不調・不落となった入札の割合が 2015 年度と比較して減少した。

- **無償資金協力の制度・運用の更なる改善**：外務省とともに、関係業界（海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等）に対して無償資金協力の現状と課題をヒアリングした。結果を踏まえ、日本企業に魅力的な案件形成や免税問題への対応等に関する報告書「無償資金協力の制度・運用改善について（2016 年 6 月外務省）」の取りまとめを支援した。同報告を踏まえ、免税対象の明確化と関連情報の蓄積と提供等を推進した。
- **事業説明会の拡充**：無償資金協力事業への競争性のある応札を促進するため、応札に関心のある企業向けの事業説明会での説明内容を整理して均質化した。かつ、参加企業の関心が特に高い安全対策、施工計画、免税項目・手続き、先方負担事項に係る情報を網羅的に説明し、内容を拡充した。
- **業者契約書雛形の改訂**：不可抗力等による事業中断・解除に係る条件の明確化への対応等のため、無償資金協力事業に用いる契約書雛形を更新した。
- **先方負担事項のモニタリング強化と履行促進**：G/A に先方負担事項の詳細を明記する変更を行った。相手国政府が機構に定期的に進捗報告を行う義務を課すことにより、先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用を開始した。
- **安全対策強化**：安全対策強化キャンペーンの一環として、安全管理チェックリストをもとに、在外拠点による現場パトロールを実施した。また、現場関係者、在外拠点の所員及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを 48 件実施して安全意識を醸成した。(No. 20-2 参照)
- **安全（治安）対策経費への対応**：紛争影響国・地域において武装警護費用などの治安対策経費が必要となる場合に、無償資金協力事業の積算に計上できるようにしている。また、2015 年度から全て

の施設整備案件に適用が拡大されている予備的経費等を用いて、治安状況が悪化した際の追加の安全対策費や待機費用への追加支出対応をバングラデシュ等において開始した。これら予備的経費等の活用により、本邦企業の入札への参加が見込まれる。

- **地方自治体の技術・ノウハウをいかした無償資金協力の案件形成**：地方自治体の提案に基づく無償資金協力事業の協力準備調査2件（大阪市、横浜市）が外務省により採択された。（No. 9-4 参照）
- **PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用**：PPP 事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の制度の周知等により、案件形成を促進した。
- **現地企業を活用した無償資金協力の試行導入**：開発途上国等の現地企業が施工できる施設建設への無償資金協力による支援ニーズに対応するため、現地施工企業を活用できる制度枠組みを確立し、ラオス、ブルキナファソ、スワジランドにおける学校建設案件から試行的な運用を開始した。この新しい制度の導入により、案件積上げに寄与することが見込まれる。
- **案件形成の促進**：年度予算に対して計画的に無償資金協力事業を積上げるために、当該年度、翌年度、翌々年度の目安額に対する積上げ状況を視覚的にモニタリングできる仕組みを整備した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の有機的な連携を意識した案件形成、実施を期待したい。また、各スキームの活用につき、以下の点に留意をした活動を期待したい。

- 質の高いインフラ輸出のための有償資金協力の更なる制度改善
- 無償資金協力について、関係民間事業者との緊密な連携を通じた制度の運用
- 帰国研修員等による海外の知日人材ネットワークの強化

<対応>

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に加え、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組（ウガンダ等）や、プログラム全体の評価を通じた協力方針や新規事業の方向性の検討（ガーナ）を通じ、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った（No. 5-1 参照）。また、各スキームでは、以下の点に留意した活動を実施した。

- 有償資金協力では、「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスpekク借款制度の創設等に係る制度設計に取り組んだ。
- 無償資金協力では、海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）の取りまとめを支援した。また、本邦企業を対象とした事業説明会の内容を見直し、参加者の関心が高い安全対策、免税項目・手続き、先方負担事項等に係る内容の拡充を行った。
- 帰国研修員等による知日人材ネットワークについては、日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストに対して機構の情報・体制を整備した。また、機構の帰国研修員同窓会の活性化や日本理解促進のための取組を開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な

成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて、優良な案件を形成・実施した。また、各事業での主体的な創意工夫を通じ、「質の高いインフラ・パートナーシップ」等への貢献やシリア難民支援事業等、開発途上地域や日本国内でのニーズに機動的に対応した。さらに、各事業を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に留まらず、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った。これら協力を推進するに当たり、各事業で以下のような新たな取組、制度改善を行った。

1. プログラム・アプローチの推進

具体的なプログラム・アプローチの事例は No. 5、事業を通じた具体的な成果は No. 1～4 参照。

2. 技術協力

開発途上地域が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するため、技術協力事業を通じて人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略 2016」、「インフラシステム輸出戦略（2016 改訂版）」、伊勢志摩サミットや TICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、有償資金協力や無償資金協力による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせて多様な協力を行った。また、「インフラシステム輸出戦略」への貢献としてインフラ輸出分野に係る研修員 2,448 人の受入れや、「新機軸・高品質な研修」の新たな実施等、ソフト面からの支援も推進した。

- バングラデシュにおける母子保健サービスの質の改善、ケニアにおける独立系発電事業者 (IPP) 参入も含めた地熱開発の促進、ヨルダンとイラクに対する難民受入に伴う財政改革支援といった事例で、開発課題に自ら対処していく能力向上のための戦略的な技術協力事業を形成・実施した。
- 開発効果の向上や、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の構築・維持のため、新たに留学制度を活用した人材育成事業に係る制度設計を行った。機構内の体制も整備し、具体的な制度適用事業として、シリア難民支援等の事業を立ち上げた。
- 世界銀行と連携し公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム (研修) を立上げた。

3. 有償資金協力

3-1. 日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本の企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。また、円借款の迅速化については、要請から承諾までの 9 か月以内の標準処理期間の目標の達成率は 56.9% となった。

- 「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスペック借款制度を創設した。
- 質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化・グローバル展開の推進を目的に ADB と米州開発銀行 (IDB) の協調融資額の拡大を実施した。ADB との連携では、ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアで合計 2 件の承諾に至り、またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では、質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組 (CORE) に署名し、機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。

3-2. 海外投融資では、女性のエンパワーメントに焦点を当てたマイクロファイナンスのファンド設置への貢献や、海外投融資再開後初となる中東・北アフリカ地域及びサブサハラ・アフリカ地域に向けた事業の形成、また、自然エネルギー分野で初となる海外投融資ドル建てプロジェクトフ

ファイナンス案件の実施等、新たに6件の出資・融資に調印した。

- 幅広いステークホルダーと協力した多数の海外投融資を形成した結果、海外投融資再開後、件数ベースで単年度当たり最大規模の実績となった。

4. 無償資金協力

海外コンサルタンツ協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）を外務省と共同で取りまとめ、これらを踏まえた制度改善を進めた。先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用、企業の安全対策強化に係る研修の実施、治安対策や待機費用の追加支出対応といった取組を開始した。

<課題と対応>

技術協力については、引き続き留学制度を活用した人材育成事業に係る制度・運用の改善及び体制の強化を通じ、国の発展を担う人材育成をさらに強化する。また、帰国研修員による各国でのネットワーク強化や活動の活性化に取り組む。

有償資金協力では質の高いインフラ・パートナーシップ関連の新規施策の実施に取り組むとともに、無償資金協力についても「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の更なる改善・導入を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

技術協力事業の実績については、開発課題に自ら対処していく能力向上のための戦略的な技術協力事業の形成・実施を進め、バングラデシュ母子保健改善や、ケニア地熱開発促進、ヨルダンとイラクに対する難民受け入れに伴う財政改革支援等の具体的事業に取り組んだ。また、研修事業では新たに留学制度を活用した人材育成事業に係る制度設計を行い、同制度を活用したシリア難民支援や Innovative Asia 等の事業の立ち上げに取り組んだ。また、インフラ輸出分野に関連する研修員 2,448 人（当初計画 2,000 人）の受け入れや、分野横断的な課題への対応や日本の政策課題への対応促進に向け、高度・最先端の講義・視察・実習を含む「新機軸・高品質な研修」の新たな実施等、ソフト面からの支援推進により「インフラシステム輸出戦略」にも貢献した。具体的な新機軸・高品質な研修の例としては、ITS(高速道路交通システム)実務や、金融政策・中央銀行業務、公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム等を実施している。また、帰国研修員等による知日人材ネットワークの活用に関する取組として、機構内での帰国研修員のリスト整備及び日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストへの情報共有のフローの整備を実施し、機構が持つネットワークの有効活用に取り組んでいることが評価される。

有償資金協力事業の実績については、我が国政府が推進する「インフラシステム輸出戦略」、「日本再興戦略」、「質の高いインフラ・パートナーシップ」等に基づき、案件形成の迅速化（9か月目標の達成率 56.9%）等に取り組んだ。また、「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、ドル建て借款制度やハイスペック借款制度を創設した。また、上記政府方針を推進すべく、運輸、電力・ガス、社会的サービスを中心にインフラ整備支援を重点として円借款事業の実施に取り組んだ結果、1兆円を超す1兆4,674億円の新規承諾となった（ディスバース額は8,790億円）。加えて、質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化、グローバル展開の推進を目的に、ADB及びIDBとの協調融資額の拡大を実施し、IDBとの連携では機構がIDBにとって史上最大の協調融資パートナーとなった。また、海外投融資では、ASEAN ビジネス投資サミットでの安倍首相のスピーチに基づき女性のエンパワーメントに焦点を当てたファンドへの出資や、海外投融資再開後初の中東・北アフリカ向けの事業、再開後初のサブサ

ハラ・アフリカ向け且つベンチャー投資事業向けとなる出資（TICAC VI に係る具体的な支援策）など、幅広いステークホルダーと協力した案件や新しい地域での案件の形成に取り組んだ結果、海外投融資再開後、年度承諾件数ベースで最大規模の実績となったことは、機構の積極的な取組として評価される。

無償資金協力については、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016 年 6 月外務省）の取りまとめに貢献し、その取り纏め結果を踏まえて、免税対象の明確化や、G/A に先方負担事項の詳細を明記する等の改善に取り組んだ。加えて、企業の安全対策強化に係る研修や治安対策等に係る運用改善に迅速に対応した。

以上を踏まえ、機構の中核的事業スキームである技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業の日本政府方針を踏まえた戦略的な形成、実施に加え、機構の能動的な創意工夫により多様な制度改善や新たな取組を行い、具体的な実施につなげたことから、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の効果的な連携を意識した案件形成、実施を進めつつ、各種制度改善の推進を期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・技術協力において、知日・親日人材の中で有能な人材をリスト化し、継続的に引き継ぎ、JICA 事業や民間連携に活躍する場を作っていくための仕組みをつくることは重要と考える。留学生支援の拡大をうけて、「日本理解プログラム」を提供することはよいと考えるが、日本での研修終了後のフォローアップ、彼らの戦略的活用はますます重要と考える。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 15	災害援助等協力
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，我が国の人道支援方針，平和と健康のための基本方針，国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針，日・ASEAN 防災協力強化パッケージ
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
緊急援助隊派遣件数			0	8	5	5	2
緊急援助物資供与件数			17	16	23	10	14
研修，訓練回数（回）	27				新規	28	27
派遣シミュレーション（回）	2				新規	2	3
②主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			6	7	7	8	8

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 機構は，開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため，国際社会等と連携して，国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速，効率的かつ効果的な実施を図る。
中期計画 （第一段落は中期目標と同内容のため省略） 具体的には， ● 大規模災害発生時には，被災国のニーズを的確に把握し，国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに，実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については，平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに，同隊の活動に必要な資機材を整備する。また，緊急援助物資については，備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等，緊急人道援助に関係する内外の機関，組織との協力関係を平時より構築し，緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。
年度計画 ① 大規模災害発生時には，各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し，活用可能な手段を組み合わせ合わせた適切な規模・内容の緊急援助を，国際社会等との連携・調整により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また，引き続き実施後にレビューを行い，得られた教訓が次回派遣につながるよう改善策を講じる。災害支援を行った場合は，被災国及び日本国民に対する広報を行う。 ② 登録要員能力の維持・向上のための研修・訓練を着実に実施するとともに，派遣シミュレーションを複数回実施する。また，医療チームについては，医療情報分析及び発信を効率化，迅速化するために，電子カルテの実派遣導入に向けた準備を完了させる。加えて，感染症対策チームの派遣に向けた要員の登録，研修実施に向けた講師構成，講義内容等の確定と機材整備を実施する。救助チームについては，災害援助に関する国際的な格付再認定プロセスとこれまでの派遣を通じて得られた教訓をもとに，派遣体制及び各研修・訓練の内容を充実させる。物資供与については，これまでのオペレーションで把握した課題を整理，分析し，迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の見直しを行う。 ③ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組みに積極的に参画して貢献するとともに，関係者とのネットワークを維持し，災害発生時の現場における効果的な協力体制を強化する。医療チームに関し，世界保健機関（WHO）が主導する事前登録・認証制度に呼応した体制整備を行う。また，NGO や自衛隊等との情報共有・連携体制を強化するとともに，緊急援助隊事務局と課題部の連携により，災害多発国等の災害対応力を高めるための支援を行う。
主な評価指標

(定量的指標)

- ・研修・訓練回数：27 回
- ・派遣シミュレーション：2 回

(定性的指標)

- ・チームが派遣された場合における、派遣現場での国際調整母体等への人員の派遣
- ・国際捜索救助チーム代表者を招いた国際会議の主催
- ・WHO 主導で新設される医療チーム登録制度への参加
- ・Type2（手術機能，入院機能）の認定取得

3－2．業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- ・ **国際緊急援助隊の派遣**：コンゴ民主共和国における黄熱流行（感染症対策チーム 1 件），ニュージーランド南島地震（自衛隊部隊 1 件）であった（詳細は 3. 及び 4. 参照）。
- ・ **緊急援助物資供与**：スリランカの豪雨被害（5 月），ミャンマー，マケドニアの洪水被害（8 月），ハイチ，キューバのハリケーン被害（10 月），インドネシアの地震被害（12 月），チリ森林火災（2017 年 1 月）等，計 14 件の物資供与を行った（2015 年度 10 件）。インドネシアの地震被害では発災後直ちに機構専門家が現地調査入りし的確なニーズ把握と迅速な物資供与を実施したほか，チリの森林火災では調査チームからの情報を活用し，消火剤の迅速な本邦調達と供与を実施した。
- ・ **災害情報分析・発信**：世界中の災害情報を計 316 件収集し，機構内関係部に毎日配信した。在外拠点と連携した詳細な情報収集分析を 45 件行い，緊急援助支援の可能性を検討した。

2. 国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）人員派遣による国際社会への貢献，調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

(1) **UNDAC 人員派遣実績**：チーム派遣の可能性がある災害がなかったため，派遣実績はなし。UNDAC 登録研修を国際緊急援助隊事務局員が受講し，登録要員が 1 名増加した（計 4 名）。

(2) 調査チーム派遣実績：3 件

- ・ **コンゴ民主共和国における黄熱の流行**：(3. 参照)
- ・ **ミャンマー地震に対する調査チーム**：8 月 24 日に発生したミャンマー中部を震源とする地震(M6.8)に対し，外務省及び機構（各 1 名）による調査チームを派遣し，被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果として地震被害に対する物資供与等の支援要請には至らなかったが，ミャンマー政府からは最初に到着した調査チーム派遣として，感謝の意が伝えられた。なお，同調査結果は文科省による遺跡状況調査の資料としても活用された。
- ・ **チリにおける森林火災に対する調査チーム**：チリ中部で発生した大規模な山林火災に対し，2017 年 1 月 28 日に外務省，総務省消防庁，東京消防庁及び機構（各 1 名）による調査チームを派遣し，被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果，先方からの発泡消火剤供与の要請を受け，本邦で緊急調達を行い迅速に物資を供与した。

3. コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊（感染症対策チーム）の派遣

6 月 20 日に同国政府より黄熱流行宣言が発出された（6 月 24 日時点で死亡者 75 名を含む 1,307 名の患者が報告された）ことを受け，7 月 10 日から 19 日まで調査チームを派遣し，さらに，同国政府からの支援要請を受け 7 月 19 日に感染症対策チームの派遣が決定された（2015 年 10 月の発足後，同チームの海外派遣は初）。

- **調査チーム**：外務省（1名）、感染症専門家（4名）、機構（1名）からなる調査チームを派遣し、現地ニーズを調査した。疫学、検査、診療、公衆衛生の観点から適切な支援方針案を策定し、感染症対策チームの迅速な派遣につながった。なお、同取組は、各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催されたWHO 専門家会合において、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- **感染症対策チーム**：外務省（3名）、感染症専門家（10名）、業務調整員（4名）からなる感染症対策チームを派遣し、黄熱検査支援や、保健省が実施した大規模黄熱ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言を中心とする活動を行った。特に黄熱検査支援では、検査用試薬の不足等から400以上の検体が未検査の状態であったが、消耗品（試薬類）の提供と技術協力により、迅速な検体処理に貢献し、国立生物医学研究所のラボの稼働正常化に貢献した。
- **国際機関等との連携・調整**：WHO 本部との事前調整に加え、調査チームが現地パートナーと役割分担・連携策を事前調整し、本隊の速やかな活動実施に貢献した。現地では保健省・WHO による全体調整での連携、UNICEF のワクチン接種キャンペーン支援、パスツール研究所との黄熱検査での連携等を行った。
- **活用可能な手段を組み合わせた支援**：同国に派遣されている機構専門家「保健アドバイザー」と調査段階から連携し、既存の人的ネットワークを基盤に効果的な活動を実施した。また、調査結果を踏まえ、外務省の緊急無償資金協力（ワクチン接種機材の供与、予防啓発活動支援等）とも連携した活動を展開した。
- **事後レビューと改善策**：機構内やチーム作業部会による事後レビューを行い、調査チームの派遣や早期の基礎情報収集の重要性を確認した。自然災害とは異なる感染症対策への派遣や派遣期間の判断や人選方法、試薬等の特殊資機材の運搬体制、現地の安全対策等、今後の検討課題を抽出した。
- **緊急援助後の支援への展開**：人間開発部による「新興感染症対策能力強化プロジェクト」の案件形成では、チーム派遣で確認した同国の流行対応能力の強化も課題として検討している。
- **被災国及び日本国民に対する広報**：在外拠点が中心となったプレスカンファレンス等の現地広報の結果、現地紙で13件の記事が掲載された。また、WHO ホームページで写真入り記事が掲載された。日本国内では機構ウェブサイト及びFacebook でニュース・リリース等3報を掲載した。

4. ニュージーランド南島地震に対する国際緊急援助隊（自衛隊部隊）の派遣

11月13日午後8時頃（日本時間）、ニュージーランド南島を震源地とするマグニチュード7.5の地震が発生し、同島北東沿岸部のカイコウラを中心に相当な被害が発生した。機構は発災後直ちに報道情報に加え国際救援チーム間のネットワークを活用して迅速に情報を収集した。ニュージーランド政府からの要請を踏まえ、海上自衛隊のP-1哨戒機部隊に加え、機構はリエゾン要員（外務省1名）を国際緊急援助隊として派遣した。11月15日から18日にかけて被災地上空からの被害状況調査飛行を実施し、ニュージーランド国防相副次官等より発災後の速やかな支援実施に対する謝意が表明された。

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上の状況及び備蓄態勢の最適化

1. 登録要員への計画的な研修・訓練の実施

- 研修・訓練の実績：計27回（2015年度28回）
- 派遣シミュレーションの実施：計3回（2015年度2回）。初めて航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者が参加し、資機材倉庫及び成田空港実査も含めた実派遣に近い形による実践的な訓練を通じて関係者間の連携強化を図った。

2. 医療チームの体制強化

- **電子カルテの実派遣導入準備の完了**：電子カルテシステムの開発を完了し、登録者 247 名を対象に電子カルテ研修を実施した（7 月）。

3. 感染症対策チームの体制強化

- **要員登録**：政府基本計画の目標値（2020 年度までに 200 名）に対して 2017 年 3 月時点で 141 名が登録済み。さらなる要員確保のため、学会等 7 件で応募を勧奨した。
- **研修実施に向けた講師構成、講義内容の確定**：導入研修 21 名（10 月）、機能別研修 43 名（公衆衛生対応（7 月）、診療・感染制御（9 月））を実施した。
- **機材整備**：検査機材の必要品目を絞り込み、仕様が確定した機材から調達手続きを開始した（9 月）。

4. 救助チームの体制強化

- **研修内容と参加者の拡充**：救助チーム隊員は複数の省庁と民間からの参加により機能が多岐にわたるため、全体訓練機会の効果を最大化すべく、訓練参加者枠の拡大、各機能連携研修の拡大を行った（7 月）。また、初の試みとして、模範技術の動画教材化を実施した（8 月）。
- **編成選択肢の追加**：2015 年のネパール派遣では、限られた航空路線に多くの国際支援チームが集中し、人員や資機材の輸送可能量が制限される問題が発生した。同教訓を踏まえ、関係省庁との入念な協議の上、従来の基本編成（70 名）に加え小規模編成（45 名）を新たに導入した。
- **資機材保管体制の見直し**：前年度実施した資機材優先度別分類に基づき、成田倉庫に備蓄する携行用資機材を優先度別に並び替えたうえで梱包表示を更新し、迅速な出庫対応を可能とした（4 月）。
- **チャーター渡航可能都市の増強**：ANA とチャーター契約を締結し（5 月）、従来（JAL のみ）に比べ、チャーター渡航可能都市が 34 から 50 に増加した。
- **活動ガイドラインの全面改訂と電子化**：冊子配布ベースのため細やかな更新が難しかった活動ガイドラインについて、機能毎の分冊化と電子データ化導入により迅速かつ柔軟な更新を実現した。

5. 供与物資の備蓄体制強化

- **過去のオペレーションの課題の整理・分析**：物資担当者会議を定例開催し、各供与事例の振り返りと成果、課題、教訓の共有を徹底した。また、物資供与の迅速化・効率化のため、事務局内体制を地域班と情報収集／物資供与オペレーション班に区分し、地域単位とオペレーション単位でノウハウを蓄積・共有することとした。
- **備蓄体制の見直し**：大洋州諸国での災害発生時の物資供与では、航空輸送能力の制限が主因となり迅速な輸送が困難であるため、過去の災害発生状況に鑑み、パラオ及びマーシャル諸島に続く 3 か所目の現地備蓄倉庫としてソロモン諸島を対象に先方政府と調整を開始した。

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 国際搜索救助諮問グループ関連活動への参画、貢献

- **国際会議の主催**：東京にて、45 か国、57 の組織から 157 名の参加のもと、国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）チームリーダーズ会合を外務省と共に成功裏に主催した（9 月）。特に、国内搜索救助能力向上に向けた機構の技術協力や国際緊急援助隊救助チームからの技術支援に対する期待が示されるなど、日本がアジア太平洋地域において INSARAG の中心的な役割を担っていることが改めて確認された。また、日本国内からの参加者（警察庁、消防庁、海上保安庁等）は、各協議への積極参加を通じ、国際的な最新情報に直接触れ

るとともに、各国の国際捜索救助関係者との交流を深め、災害発生時の緊急対応に向けた備えの促進と国内外関係者のネットワーク強化にも貢献した。

- **会合、研修等への貢献**：諮問グループ参加国の総会である年次会合、地域会合等へ出席した。また、INSARAG のワーキンググループ会合に有識者を 4 回派遣し、災害時の派遣チーム間の現地調整手法の確立とマニュアル策定に貢献するとともに日本のプレゼンスを発揮した。その他、国際演習（インドネシア）へのチーム参加と演習運営管理者派遣（8 月）、捜索救助チームの活動調整セル運営研修への講師派遣等を行った。
- **他国の外部評価支援**：英国、南アフリカが受検した INSARAG による外部評価に評価員を派遣した。また、受検を希望しているフィリピンに対し、国連人道問題調整事務所（OCHA：UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の能力評価調査団の一員として JDR 事務局員を派遣した（4 月）。

2. WHO による緊急医療チーム（EMT）枠組み構築等への貢献

- **医療チーム登録制度への参加**：被災国へ派遣される医療チームの質の確保が喫緊の課題となっているため、WHO は、EMT の行動原則・技術水準を Type1（外来・診療）、Type2（入院・外科治療）、Type3（入院・高度医療）の区分で標準化し、包括的な体制整備に取り組んでいる。国際緊急援助隊事務局・医療チームは WHO の認証視察の結果、世界で 3 か国目（4 チーム目）の EMT 認証を取得し、登録された（Type1・2 及びスペシャリストセル）。特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析を行う能力については、現時点で唯一の認証チームとなった。また、要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得た。
- **医療チームの国際標準策定への貢献**：EMT ワーキンググループ等 3 件（Minimum Data Set (MDS)、Public Health Rapid Response Team, Highly Infectious Disease Treatment Team）に参画し、国際標準の策定に貢献した。特に MDS は、機構がイスラエルと共に災害医療情報の標準化手法を提案した経緯を踏まえ、WHO からの要請に基づき、日本・イスラエルが共同議長となり議論をリードした。テーマの重要性から、赤十字国際委員会や国境なき医師団（MSF）等、多種多様な 15 実施主体の参加があり、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。また、最終報告は 2017 年 2 月に WHO の EMT 戦略諮問委員会で合意され、EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目（MDS）が確定した。これにより、災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。
- **対外発信**：EMT グローバル会合において基調講演等 5 件を行い、医療チームの知見と取組を国際社会へ発信した。なお、実派遣導入準備が完了した医療チームの電子カルテについても、WHO の MDS ワーキンググループで緊急医療チームの先駆的事例として紹介された。

3. NGO や自衛隊等との情報共有・連携態勢の強化

- **国内 NGO との連携強化**：EMT 認証視察団来訪時に、機構からの働きかけにより、国内 NGO を対象とした EMT 登録手続きの説明会を開催した（6 月）。NGO が EMT 登録されると各チームの能力を事前に把握することが可能となるため、NGO との被災現場での効果的な連携実現が期待される。
- **自衛隊との連携強化**：陸上自衛隊中央即応集団主催の定例勉強会や、防衛省の要請に基づき、外務省と共に米軍主催の環太平洋合同演習（RIMPAC）の人道支援演習にオブザーバー参加した。

4. 国際緊急援助隊事務局と課題部の連携強化

災害対応時には、JDR 事務局、関係課題部及び地域部間での情報共有を徹底している。スリランカ洪

水（5月）、ミャンマー地震（8月）、インドネシア地震（12月）等では、現地で活動している機構専門家から情報収集するなど、災害情報を最初に入手する JDR 事務局から積極的に課題部にアプローチした。

特に、INSARAG チームリーダーズ会合（1. 参照）に参加したミャンマー政府代表者から国内救助技術の強化について協力要請を受け、地球環境部、産業開発・公共政策部、国内拠点及びミャンマー事務所と協力し、課題別研修のフォローアップ案件として、ヤンゴンにおいて消防救助能力強化に向けたワークショップを開催するとともに、ミャンマー内務省消防局関係者による国際緊急援助隊救助チームの総合訓練視察を通じて、ミャンマーにおける消防救助体制の強化のための支援を行った。

5. 国際機関との連携、多国間災害演習等への参加

- **UNDAC**：OCHA 主催の DHL を活用した国際支援受入調整研修に国際協力専門員を講師として派遣した（4 月、インドネシア）。また、UNDAC メンバーの災害アセスメント能力向上を目的として、OCHA 主催の災害評価調整研修（9 月、ノルウェー）へ JDR 事務局員が初めて参加した。
- **UNOCHA**：2014 年に締結した連携協定の進捗確認打ち合わせを OCHA 神戸と実施した（9 月）。
- **ASEAN 地域**：ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA Center¹¹）及び同緊急対応アセスメントチームとの間で、相互の訓練視察を実施した。また、AHA Center 設立 5 周年の記念式典参加の機会を利用し、ASEAN 政府代表部や在外事務所も研修訓練に相互参加し、連携枠組みを今後一層促進させるべく協議した。
- 援助・国際開発フォーラムへ事務局員をパネリストとして派遣した（6 月、タイ）。また、欧州最大規模の災害対応人道支援演習（TRIPLEX）に初めて参加した（9 月、ノルウェー）。

6. ASEAN 災害医療体制構築への支援（No. 3-1「防災」参照）

ASEAN 災害医療連携強化（ARCH）プロジェクトの事業開始にあたり、EMT 最新動向等の知見の共有や、現地調整会合に参加した（9 月）。また、現地訓練における技術的支援と JDR 登録者 11 名の地域訓練への派遣等を実施した（2017 年 1 月）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、新規に設置した感染症対策チームの実派遣に向けた各種準備を期待したい。

<対応>

救助チームの INSARAG ヘビー級、医療チームの EMT-type2 の認証条件に準拠した国際標準の研修訓練を実施している。また、後者については追加機材の検討・調達、ガイドラインの増補など更なる能力向上に向けた措置を取っている。感染症対策チームについては、141 人の登録を完了し、研修訓練を開始した。発足から 10 か月で初派遣（コンゴ民主共和国・黄熱）を実現しており、今後その教訓を踏まえた派遣体制の強化を行う。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における

¹¹ ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、これまでの災害援助協力の体制・能力を強化した結果が感染症対策に係る緊急援助の実派遣時の効果・効率的な実施や対外的な認証取得につながったことに加え、機構の知見・経験を踏まえ、国際的な緊急医療チームの枠組み構築やネットワーク強化を主導する等、今後の緊急医療支援の国際的な枠組みの構築に重要な貢献を果たす成果を上げた。

1. 迅速かつ効果的な緊急援助の実施

コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣や、インドネシアの地震被害に対する迅速な緊急援助物資供与等、迅速・柔軟かつ効果的な緊急援助を実施した。特に、コンゴ民主共和国での黄熱の流行に対しては次のような特筆すべき成果を上げた。

- 2015 年 10 月に発足した感染症対策チームの初の実派遣となり、黄熱の検査診断支援、大規模ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言等を行った。
- チーム派遣に先立つ調査チームによる情報収集や支援方針案の策定は、効果的な緊急支援の実現に貢献した。各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催された WHO 専門家会合においても、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- 国際機関等との連携や、機構派遣の専門家「保健アドバイザー」との連携、外務省の緊急無償資金協力との連携など、活用可能な手段を組み合わせ、同国の黄熱流行の収束に貢献した。
- その他、事後レビューを通じて今後の検討課題の抽出を実施した。また、海外及び国内で広報を実施し、国内外での記事掲載につながった。

2. 緊急援助隊の能力維持・向上及び備蓄体制の最適化

- 2-1. 緊急援助隊の能力維持・向上に向けた取組として、研修・訓練を計 27 回実施し、派遣シミュレーションを計 3 回実施した。
 - 初の試みとして、航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者の参加を得て、実派遣時に近い体制で実践的な派遣シミュレーションを実施し、関係者間の連携を強化した。
- 2-2. 医療チームでは、電子カルテの実派遣導入準備を完了した。
- 2-3. 感染症対策チームに 141 名が要員登録され、導入研修や機能別研修等を実施した。また、検査機材の調達手続きを開始した。
- 2-4. 救助チームでは、研修内容と参加者の拡充を行ったほか、2015 年のネパール地震に対する派遣時の教訓を踏まえ、小規模編成を新たに導入した。
- 2-5. 物資供与では、過去のオペレーションの課題の整理・分析を行ったほか、ソロモン諸島での現地備蓄倉庫の配備の調整を開始した。

3. 内外の機関との協力関係の構築

- 3-1. 国際搜索・救助諮問グループ (INSARAG) チームリーダー会合を外務省と主催 (9 月) し、国内外関係者とのネットワークの維持・強化にも貢献する等、国際連携枠組に積極的に参画して貢献した。
- 3-2. WHO 主導で新設された緊急医療チーム (EMT) 登録制度に基づき、医療チームが WHO の認証視察を受けた結果、世界で 3 か国目 (4 チーム目) の認証/登録を取得した (Type1・2 及びスペシャライズドセル)。
 - EMT 登録に際しては、医療チームの要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得たほか、特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析治療を行う能力について唯一認証を受けたチームとなった。
 - WHO による EMT の枠組では、災害医療情報の標準化をイスラエルと共に提案した経緯を踏まえ、WHO からの要請に基づき MDS (Minimum Data Set) の共同議長として議論をリードした。結果、EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目 (MDS) が確定したほか、テーマの重要性

から多種多様な支援実施主体の参加が実現し、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。今後、被災現場で災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。

3-3. NGO や自衛隊等との情報共有や連携態勢の強化に取り組んだほか、緊急援助隊事務局と課題部とが連携し、災害対応時の情報共有やミャンマー等でのワークショップを実施した。

- 国内 NGO との連携強化のため、EMT 認証視察団来訪時に、機構からの働きかけによって国内 NGO を対象とした EMT 登録手続きに係る説明会を開催した。

＜課題と対応＞

コンゴ民主共和国への実派遣からの教訓を踏まえ、感染症対策チームの体制を強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

迅速かつ効果的な緊急援助の実施については、コンゴ民主共和国での黄熱の流行に対して、機動的に対応したことを評価する。具体的には、感染症対策チームの初の実派遣を通じて、黄熱の検査診断支援、大規模ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言等を行った点、チーム派遣に先立つ調査チームによる情報収集や支援方針案の策定が効果的な緊急支援の実現に貢献した点、国際機関等様々な関係者との連携を通じて黄熱流行の収束に貢献した点、実施後レビューを適切に実施した点が評価される。

国際緊急援助隊の能力維持・向上については、研修・訓練実績が当初計画を達成する 27 回となり、派遣シミュレーションは、初の試みとして、航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者の参加を得て実派遣時に近い態勢での実施を含め、当初計画を上回る 3 回（当初計画 2 回）実施する成果となった。実派遣時に近い態勢での訓練の実施は、関係者間の連携強化にも資する取組として評価される。

内外の機関との協力関係の構築については、医療チームが WHO の認証視察を受けた結果、世界で 3 か国目（4 チーム目）の EMT 認証/登録を取得し、要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得たほか、控滅症に有効な透析治療を行う能力について唯一認証を受けたチームとなったことは、対外的な高評価を受けたという観点からも、関係機関との協力関係の構築という観点からも高く評価される。また、MDS の共同議長として議論をリードした取組も、災害医療分野の国際協調の促進に貢献していると評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、今後の緊急医療支援の国際的な枠組みの構築に重要な貢献を果たす成果を上げており、目標策定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、緊急医療支援の国際連携枠組みへの一層積極的な参画・貢献が期待される。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 16	海外移住
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，海外移住審議会最終意見書
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体，件数）			30 44	30 42	28 42	22 35	19 33
日系個別研修事業規模縮減率（人数・（コース）・経費千円）	2011 年度比 10%削減	61 (49) 181, 375	62 (49) 162, 479	60 (42) 161, 984	62 (43) 141, 024	52 (43) 142, 629	53 (45) 136, 601
移住投融资債権の回収状況（期中減）（千円）			290, 145	417, 245	340, 488	209, 413	131, 516
入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円）			7, 815	6, 826	8, 070	297	584
◎海外移住資料館の来訪者数	30, 000/ 34, 000※	30, 231	36, 491	37, 553	40, 274	43, 272	52, 923
◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数	5, 000/ 5, 400※	4, 478	4, 994	6, 803	6, 593	7, 020	8, 296
◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数）	113, 182/ 150, 000※	131, 598	154, 255	163, 928	192, 239	191, 923	201, 464

◎2016 年度計画の評価指標 ※2015 年度より目標値を引き上げ

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 機構は，本事業を実施するに当たっては，移住者の属する地域の開発に資するよう留意し，移住者の定着・安定化を見つつ，政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ，海外移住者の団体に対する支援事業については，引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また，外交政策上の重要性を踏まえ，海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報，学術的研究等，海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては，各移住融資債務者の状況等を踏まえ，必要に応じ償還計画の見直し等を行い，債権の回収・整理を適切に進めるとともに，早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。 なお，日系個別研修については，事業規模の縮減を行い，機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については，国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り，効果的かつ効率的に実施する。
中期計画 （中期目標に同じ）
年度計画 ① 政府の政策を踏まえ，移住者の定着・安定化を見つつ，高齢者福祉及び人材育成を重点として，海外移住者団体への助成金交付事業を実施する。日系個別研修については，引き続き課題の重点化を図り縮減する。また，日系人との関係強化及び日系社会支援のため，ボランティア派遣，研修，日系病院・医師に対する支援を実施する。 ② 移住債権については，債権残高を減少させるとともに，債権管理業務を終了する方策を具体化する。 ③ 海外移住及び日系社会に関する知識の国民への普及を引き続き図るために，海外移住資料館の体制整備や調査・展示の充実，教育素材の活用，周辺自治体や関連機関等との連携強化等に取り組む。

む。

主な評価指標

(定量的指標) 日系個別研修の人数・経費縮減率：2011 年度比 10%減

(定量的指標) 年間の来館者数：34,000 人，学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数：5,400 人，年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数：15 万人

3-2. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

(1) 海外の移住者団体に対する支援（助成金交付事業）

- 19 団体 33 件（2015 年度は 22 団体 35 件）に対し，重点分野（高齢者福祉及び人材育成）の事業に対して助成金を交付した。重点分野の助成額の割合は，99.2%（2015 年度は 96.3%）となった。
- 移住債権譲渡済国（2015 年 3 月パラグアイ，2015 年 8 月ボリビア）においては，回収金及び回収金に応じて機構が交付する付加助成金を，日系社会全体に広く裨益し，上記の重点 2 分野に資することを目的とした事業に充てることができる仕組みを構築している。パラグアイでは，この仕組みを活用した付加助成金により，高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

(2) 日系個別研修

- 45 コースを実施し，53 名（2015 年度 43 コース，52 名）を受け入れた。2011 年度の人数・経費実績を基準に 10%削減する目標（6.1 人，18,137 千円）に対し，人数は目標値の約 131%，経費は約 246%を達成した。また，個別研修の事業規模を縮減する一方で，日系研修として以下の取組を行った。
 - **保健医療・社会保障分野**：24 コースを重点的に実施し，高齢者支援等に関わる研修員を 15 名受け入れた。また 2015 年度に高齢者支援のため行った現地セミナー及び案件化調査から佐久大学，JA 長野厚生連佐久総合病院等の協力のもと「地域保健医療福祉－既存の社会資源を要介護高齢者へ生かす手法」コースを 2017 年度コースとして採択した。
 - **日系団体運営管理コース**：日系社会の活性化，日系アイデンティティの涵養に資する人材育成のため，これまで少人数で実施していた「日系団体運営管理」コースを集団化することで効率化するとともに，多くの国からなる参加研修員同士のディスカッションを通じて他国の現状から学びを深め，また研修員間のネットワーク構築にも貢献した。

(3) 日系社会支援

- **日系社会次世代育成事業**：中学生，高校生，大学生それぞれを対象とした招へいプログラムを実施し，合計 100 名を受入れ，日系社会次世代育成研修の 100 名への倍増の政府公約を達成した。
- **日系社会ボランティア**：ブラジルの日系社会ボランティアを 80 名派遣した（青年 40 名，シニア 17 名，短期 23 名）。2016 年 6 月や 2017 年 2 月には派遣数が 100 名を超え，日系社会ボランティアの大幅増員の政府公約を達成した。主な取組は以下のとおり。
 - 国士舘大学との連携による剣道の短期ボランティア派遣が開始された。（No. 10-1 参照）
 - 読売ジャイアンツと連携し同球団のコーチを 2016 年 12 月に指導者として派遣し，日系社会ボランティアと協力しつつ，現地の子供たちを指導した。（No. 10-1 参照）

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- ・ **中南米日系社会との連携調査団**：中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会との連携を促進する「中南米日系社会との連携調査団」に、中小企業 12 社及び 1 団体が参加した（2015 年度 11 社）。派遣の結果、参加企業からの提案により保健医療分野や建築分野で 4 件の日系研修が採択されたほか、パラグアイやボリビアでの現地法人の設立等、参加企業独自での現地事業の展開にもつながった。さらに、調査団派遣前後で 7 回のセミナーを 6 都市で実施し、機構の中南米地域に対する事業及び中南米日系社会の一層の広報効果につながった。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- ・ **日系研修**：日系病院やブラジルの医療事情の改善に向け、「5S-Kaizen による看護師の管理能力の向上」研修を実施した（5 月－6 月）。サンタクルス病院等から看護師 6 名が参加し、5S-Kaizen を用いた日本の業務環境改善の経験を学んだ。帰国後は同病院で報告会を行い、結果を共有した。
- ・ **連携調査団の派遣**：日本の医療・社会福祉法人及び民間企業を募った「ブラジル日系医療機関との連携調査団」を派遣した（1 月－2 月）。現地の日系人・団体が経営する病院や高齢者福祉施設への訪問や協議を通じ、両国間のネットワークが強化され、今後の協力案や連携の可能性が整理された。

指標 16-2 移住債権の状況

1. 移住投融资債権及び入植地債権残高の減少、債権管理終了に向けた方策の検討状況

- ・ 年度当初債権額（元本）のうち、132,100 千円（19.9%）の期中減を果たした。第三期中期目標期間中の減少は期首債権残高比で 69.0%となっている。回収が困難な債権が残るなか、2015 年度までの 2 か国における債権管理業務終了に続き、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行うなど、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めている。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2016 年度末現在）

（金額単位：千円）

	期首残高	期中減	（期中減内訳）		評価増減	期末残高	件数	（参考）
	(a)	(b)	回収による減	その他減	為替差損益(c)	(a) - (b) + (c)	(件)	利息入金実績
移住地投融资貸付	661,379	131,516	4,407	127,109	-18,831	511,032	200	1,377
入植地割賦元金	1,461	584	232	352	68	945	7	27
合計	662,840	132,100	4,639	127,461	-18,763	511,977	207	1404

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館利用者の増加

- ・ 来訪者数と教育プログラム参加者数は、各々目標値 34,000 人と 5,400 人に対して 52,923 人（156%）、8,296 人（154%）と目標を達成した。
- ・ ウェブサイトアクセス数も目標値の 150,000 に対して 201,464（134%）となり、目標を達成した。

2. 海外移住資料館を活用した取り組み

- ・ **移住者送出県との連携**：常設展示に加え、2016 年度は移住送出者数全国一位の広島県（約 10 万人）に関する展示を実施した（2017 年 3 月－5 月）。また、過去に取り上げた和歌山県や福岡県に関する展示については、各県の協力を得て地元県内の巡回展示も行っており、首都圏にとどまらない展

開を進めている。

- **リオ・オリンピック・パラリンピック**：「二つのオリンピック」展を開催し、サンパウロ市在住の日系二世五輪聖火ランナーから聖火トーチとユニフォームの寄贈を受けイベントを開催した。9月には、聖火ランナー本人を資料館に招へいし、特別講演会を行った結果、多数の来館につながった。（10月）

3. 国内外の博物館、資料館との連携と機能強化

- **ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示**：戦後に日系人から届けられた救援物資（ララ物資）に関して2014年に企画展示した「ララってなあに？ 日本を助けたおくりもの」を、2016年度はブラジル1都市、アルゼンチン1都市にて巡回展示し、現地日系人からも高く評価された。
- **福岡県での展示**：2015年度企画展示「ルーツは福岡 夢は世界へ」が福岡県内5カ所で巡回展示された（9月～1月）。さらにメキシコで開催された「海外福岡県人会世界大会」に合わせて開所した「日本人メキシコ移住 あかね記念館」でも展示が行われた。同大会が開催された際に、福岡県内巡回展示用に当方が作成し福岡に提供したパネルの一部が展示され、現地日系人に好評を博した上、現地を訪問した福岡県知事からも評価された（10月）。
- **広島県・広島市との連携**：広島県・広島市と連携し、2015年10～12月に広島県立文書館が先行開催した「広島から世界へ～移住者の歴史と現在～」を発展させ、企画展示「広島から世界へ～移住の歴史と日系人の暮らし～」を開催、2017年6月頃より広島県でも巡回展示が行われる予定となっている。2017年にハワイ州との友好提携20周年を迎える広島県は、重要な周年行事の一つとしている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

債権管理業務終了に向けた引き続きの検討を行うと共に、日系社会との新たな互恵的・持続的な連携関係に向けた各機関との連携強化を期待したい。

<対応>

債権管理業務終了に向け、残りの2か国のうちドミニカ共和国では、債務減免策を具体化、アルゼンチンでは履行延期措置等を適用し、それぞれ債権の回収と償却手続きを進めた。

日系社会との連携については、日本の民間企業や医療・福祉法人の調査団派遣を通じ、参加企業・法人の海外進出や、参加企業等の提案による機構事業の実現に貢献した。さらに、譲渡債権回収金を活用し、パラグアイでは高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 海外移住者の団体に対する支援事業の重点化、日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築
 - 1-1. 海外の移住者団体に対する支援の重点化については、助成金交付事業の重点分野の助成額の割合は99.17%、日系個別研修の重点化は人数実績で目標値（10%縮減）の約131%、経費実績で約246%と、2015年度と同水準の達成となった。
 - 1-2. 日系人及び日系社会との関係強化に向けた取組では、日系次世代研修100名を受け入れるとともに

に、日系社会ボランティアについてもブラジルに 100 名を派遣し、2014 年の政府公約を達成した。

1-3. 日系社会との互恵的な連携関係を構築するため、日本の民間企業との連携調査団派遣や日系病院と連携した日本の医療・福祉法人の海外展開を支援した。

2. 移住債権

引き続き債権残高の減少に取り組み、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行う等、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めた。

3. 海外移住及び日系社会に関する理解の促進

海外移住資料館の来館者数、教育プログラムへの参加者数、ウェブ訪問数はそれぞれ 5.3 万人、8,296 人、20.1 万件となり、いずれも年度計画の目標を達成した。広島県等の移住者送出県と連携した企画展示やリオ・オリンピック・パラリンピックの機会に合わせた展示等を通じ、海外移住及び日系社会に関する知識の普及を行った。また、福岡県・広島県・広島市と連携した企画展示や、ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示等、連携強化に向けた取組を実施した。

<課題と対応>

日系社会の存在が日本とのより強い絆となるよう、必要な移住者支援策を継続し、日系社会との連携・協力に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

海外移住者の団体に対する支援事業の重点化、日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築については、日系個別研修の重点化は人数実績で目標値（10%縮減）の約 131%、経費実績で約 246%と、前年度同水準であり、年度目標値を大きく上回った。

移住債権については、年度当初債権額（元本）の 19.9%減を達成し、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めた。

海外移住及び日系社会に関する理解の促進については、海外移住資料館を拠点とし、特別展示の提案・実施等を行った。結果として、来訪者目標値 34,000 人に対して、52,923 人、教育プログラム参加者数目標値 5,400 人に対して 8,296 人、ウェブサイトアクセス数目標値 150,000 ビジットに対して、201,464 ビジットと、いずれも目標値を大きく上回る実績をあげていると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

債権管理業務終了に向けた引き続きの検討を行うと共に、日系社会との新たな互恵的・持続的な連携関係に向けた各機関及び機構他スキームとの連携強化を期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 17	環境社会配慮
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件）			667	663	589	616	609
カテゴリ分類ごとの案件数（A/B/C/FI）			31/177/ 448/11	35/153/ 463/12	30/142/ 406/11	26/137/ 445/8	21/130/ 453/5
関係者等に対する研修実績（人）			698	930	694	702	907

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 機構は，事業実施に当たっては，環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め，環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り，第三者の関与も得て，環境及び社会に配慮した業務運営を行う。
中期計画（中期目標と同一）
年度計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し，第三者の関与も得て，環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を行う。 ② 本部と海外拠点の職員，専門家，コンサルタント，相手国政府等を対象に，環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。特に，環境社会配慮ガイドライン制定後の運用実績を踏まえて，研修機会と内容面の拡充を図る。
主な評価指標 （定性的指標） ・環境社会配慮ガイドラインの遵守 ・研修機会・内容面の拡充

3-2. 業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用と環境社会配慮確認の確実な実施

(1) ガイドラインに基づく環境社会配慮確認の確実な実施

- ・環境社会配慮ガイドラインの適用状況：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では，支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じて A，B，C，FI のカテゴリに分類¹²を行い，相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしてい

¹² 各カテゴリの定義は以下のとおり。A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業，B：環境や社会への望ましくない影響が，カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業，C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業，FI：機構の融資等が，金融仲介者等に対して行われ，融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業，かつ，そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

る。支援要請等がなされた全 609 案件に対してカテゴリ分類（A：21 件，B：130 件，C：453 件，FI：5 件）を行うとともに，案件検討から審査，実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。

- **環境社会配慮助言委員会の運営**：環境社会配慮助言委員会の全体会合を 11 回，個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 24 回開催し，計 19 案件（すべてカテゴリ A）について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。同委員会は，常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり，いずれの助言も緩和策の策定や実施等にかかれている。これら全ての会合は公開で行っており，議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど，透明性の高い運営を継続した。年度途中に助言委員の改選手続きを行い，ジェンダーや民間連携などの専門性を有する多様な委員が就任したほか，改選後新任委員への丁寧な業務説明や委員会運営の改善策を導入し効率的・効果的な運営に努めた。
- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査を行った後，実施段階に移行した案件が増加しており，事業実施段階における監理を強化した。具体的には，環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って，事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への定期的な報告（6 月，12 月）を定着させ，助言委員に対して，環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況の確認を求めた。また，案件監理調査を本格的に実施し，協力相手国の実施機関が行う実施段階の環境社会配慮状況の確認を行い，実施機関及び在外事務所に対して必要な対応を求めることにより，環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付け等の促進を実施した。このような事業実施段階における監理を強化することにより，機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が向上した。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の 2016 年度の実績は 0 件であった（同ガイドライン施行以降，累積 5 件）。

(2) 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組の推進

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行が 2012 年から検討を進めていた環境社会配慮政策の改定に関し，8 月の世界銀行理事会での最終案の承認を受け，改定の要点や JICA 事業への影響等を審査部にて整理し，機構内に情報共有した。
- **その他の調和化の取組**：環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化を図ることを目的として，国際開発金融機関との会合に 6 回参加し，機構の取組の発信や他ドナーとの情報交換を実施したほか，個別案件に関して世界銀行や ADB 等と協議を実施した。特に，世界銀行，ADB，オーストラリア外務貿易省との間でアジア・太平洋諸国における環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し（5 月），これを基に関係機関と具体的な連携について協議を行った。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により，機構内外の関係者計 907 名（2015 年度 620 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い，機構関係者の環境社会配慮に対する理解を促進した。

- コアスキル研修等による機構内部向け説明：502 名（2015 年度 388 名）
- 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：203 名（同 101 名）
- コンサルタント向け研修：80 名（同 79 名）
- 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする，審査部職員海外出張時の協力相手国実施機

関等向け説明：122名（同52名）

また、環境社会配慮ガイドラインの理解促進を目的とした研修機会の拡充を目的として、最近の事例等を踏まえて既存の研修資料をアップデートした上で、E-learningによる研修用コンテンツを作成し、2017年度からの本格運用に向けて機構内関係者を対象として試行した。加えて、2016年5月に名古屋で開催された国際影響評価学会年次総会で環境社会配慮面での機構の取組を発表した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

<対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を確実に実施している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 環境社会配慮ガイドラインの運用

第三者の関与も得つつ、支援要請等がなされた全609案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した（事業実施段階の監理強化を含む）。

2. 環境社会配慮に関する理解促進に向けた取組

2-1. 機構内外関係者の研修の実施や、研修機会・内容面の拡充を引き続き順調に実施した。

2-2. 世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る最終案の承認を受けて、改定の要点等を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等との間で、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し、関係機関と具体的な連携について協議した。

<課題と対応>

引き続き、着実に環境社会配慮ガイドラインを運用する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

環境社会配慮ガイドラインの運用については、国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を適切に実施していると評価される。

また、環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組については、機構内外の関係者に対して研修を実施する等、適切に実施していると評価される。また、世界銀行の環境社会配慮政策の改定にも適切に対応した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 18	男女共同参画
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，日本再興戦略，国家安全保障戦略，人身取引対策行動計画 2014，女性の活躍推進のための開発戦略，女性・平和・安全保障に関する行動計画
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎ジェンダー案件比率（件数ベース）	30%	31%			32%	39%	33%
◎ジェンダー主流化調査実施率（件数ベース）	80%	0%			新規	55%	61%
職員等に対する研修実績（人）			196	163	186	197	193
外部人材に対する啓発実績（人）			280	337	408	270	340

◎：2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から，機構は，事業実施に当たり，女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し，女性の地位向上に一層取り組む。
中期計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から，機構は事業実施に当たり，女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し，女性の地位向上に一層取り組む。そのため，職員その他の関係者に，開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに，実施の各段階において，ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ロ) 男女共同参画 個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れるることにより，ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件の形成を進める。また，「女性，平和，安全保障に関する行動計画」に則り，紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。
年度計画 (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ハ) 男女共同参画 個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れるることにより，ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件の形成を進める。また，「女性，平和，安全保障に関する行動計画」に則り，紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。

3-2. 業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進態勢の運営状況

1. ジェンダー主流化の推進

企画部の総合調整の下，ジェンダー平等・貧困削減推進室が機構事業のジェンダー主流化を推進した。

- ジェンダー主流化に係る調査分析

- **執務参考用資料の充実**：引き続きジェンダー情報の整備に取り組み、ブータンやイラン、紛争影響国である南スーダンやコンゴ民主共和国を対象に各国の情報整備を行った。また、教育、民間セクター開発、農業、平和構築、地方給水、防災、インフラの各分野の事業でのジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を行った。
- **ジェンダー案件比率**：2015 年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリ」（ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取組みについて協議した案件）が定着することで、開始した全プロジェクトの 61%¹³で案件準備段階で男女別ニーズの把握等の調査を実施し、37%（197 件中 73 件）の技術協力プロジェクト（2015 年度 39%）がジェンダー平等や女性のエンパワーメントを促進するものとなった。また、無償資金協力、円借款で合意文書を締結した案件ではそれぞれ 19%（G/A ベース、88 件中 17 件）、39%（L/A ベース、51 件中 20 件）（2015 年度 26%、44%）となった（合計 33%、336 件中 110 件）。これにより、政府が推進する「女性が輝く社会」の重点政策である「女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化」等の実現にも貢献している。
- **ジェンダー分類の定着**：「ジェンダー主流化調査・分析案件」カテゴリの更なる定着を推進した結果、半数以上の案件が同カテゴリの要件に基づきジェンダー視点に立った調査を実施し、先方政府とジェンダーに配慮した取組を協議した。これを通じ、2016 年度に政府が公表した「女性の活躍推進のための開発戦略」の実施にも貢献した。

- 機構内外でのジェンダー理解の促進

- **ジェンダー研修の実施**：専門家の派遣前研修（12 回、計 265 人）、機構職員への講義（6 回、42 人）でジェンダーに係る講義を行った。また、プロジェクト実施担当者向けの「プロジェクトサイクルマネジメント・モニタリング評価」では、ジェンダー視点を重視したケースを用いて演習を行い、事業運営上のジェンダー視点の重要性の理解促進を図っている。
- **能力強化研修**：「ジェンダー主流化」を実施し、コンサルタント等 30 人に対して技術協力、無償資金協力、円借款の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点を伝えた。同時に、ADB のジェンダー専門家を講師に招き、他ドナーの実践例を共有した。

- 有識者とのネットワーク及び助言体制

- **ジェンダー懇親会**：5 名の外部有識者委員の参加のもと、ジェンダー懇談会を開催し、ジェンダー案件の量的拡大と質の向上に向けた取組等、事業でのジェンダー主流化ならびに組織ジェンダーの取組を説明した（11 月）。
- **「多様性と災害リスク削減」研修**：国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、市民団体、大学教授等が参加する国内支援委員会の助言を得つつ、途上国行政官や市民団体向けの防災における女性のリーダーシップに係る研修を開発した。同研修で、東日本大震災の復興現場での地方行政、女性団体、企業、大学等の取組を取り上げるとともに、行政面においては、女性の参画に関わる課題について参加者の各国の取組からも多くを学び合えるよう設計された。

¹³特に無償資金協力案件で当初の想定以上にジェンダー主流化調査の必要がない機材案件や施設建設案件が多かった結果、前年度に比べて低くなった。

2. ジェンダー視点を入れた事例（実施済み案件からの具体的な事例）

(1) 円借款

準備段階にジェンダー主流化のニーズを確認し、包括的なジェンダー主流化計画（Gender Action Plan）を策定し、先方政府実施機関と合意形成を行った。

- **インド・ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業（第一期）**：女性への裨益効果を考慮し、調査団による議論を経て、実施機関によって「農民参加型灌漑施設管理法」が改訂され、水利組合の参加資格条件の緩和及び組合運営への女性参画の法的な義務化につながった。本事業では、男性組合員の配偶者等で構成される女性部会を各組合内に組織化する等、女性農民の能力強化・水利組合内での女性の発言力向上等に取り組み、灌漑セクターにおけるジェンダー主流化を推進した。
- **インド・オディシャ州森林開発セクター事業（フェーズ2）**：コミュニティ開発計画等においてジェンダー戦略やアクションプランを策定するとともに、先方政府職員、共同森林管理組合や所得創出活動を実施する自助努力グループ等にジェンダー研修を行い、事業でのジェンダーの視点を確保した。さらに、住民の組織化・活性化の役割を担うアニメーターに必ず1人の女性を指名した。今後は各活動の実施状況を定量的に把握するモニタリング体制やそれに基づく戦略・アクションプランへのフィードバック体制を構築する予定。
- **バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業（II）**：女性に対する安全性の確保の不備が女性の公共交通機関利用の障害であることが案件形成時に確認されたため、ジェンダーの視点に立ち、ピーク時の女性専用車の運行や車両・駅構内での監視カメラの設置による安全確保等を実施する予定である。また、ジェンダー・アクションプランを作成し、定期的なモニタリング・フィードバック体制を構築し、ジェンダー主流化を継続して推進する。

(2) 技術協力プロジェクト

- **ヨルダン・パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ 2, 3**：女性の就労に対する否定的な考え方を打破し女性が就業しやすい環境づくりを目指す行動変容プログラムを実施し、難民女性の生計向上を支援している。女性向けの職業訓練を通じ、自らのビジネスの成功や、工場や企業での雇用増大等、経済的なエンパワーメントが促進された。また、キャンプコミュニティのリーダーへの働きかけを宗教指導者の協力も得ながら行うことで、コミュニティにおいて女性が働くことへの理解促進にもつながった。
- **ラオス・持続可能な森林経営及び REDD+支援プロジェクト**：事業のパイロット村で予定している村落開発基金を活用した代替生計活動の中で、女性グループに対し生計向上支援活動を行った。また、森林担当官を対象に、ジェンダー研修を含む REDD+セーフガード研修を実施し、森林管理におけるジェンダーの重要性を学ぶ機会を提供した。

(3) 海外投融資

- ASEAN の女性起業家や女性グループ等を支援するマイクロファイナンス機関向けファンドに海外投融資を通じて出資契約を締結した。最大 30 百万米ドルを出資する予定であり、同地域における貧困層の女性をはじめとした顧客の金融サービスへのアクセスを向上させることで女性のエンパワーメントに寄与することを目的としている。（No. 14-6 参照）

(4) 緊急復興事業

- **開発調査型技術協力「自然災害からの復興支援の評価ーフィリピン台風ヨランダ災害緊急復**

旧・復興支援プロジェクト」：緊急復興事業の実施にジェンダーの視点を組み込み、女性グループの加工食品生産活動の再開支援、女性グループへの加工品調理技術訓練の実施、販売促進拠点の整備・拡大、保育所拡充等働く環境の整備等を実施した結果、復旧・復興支援への女性の参画を促進し、災害に強いコミュニティの再建に貢献した。

3. 他機関との連携

(1) 他機関との連携

- **UNISDR, 国際 NGO 等との連携**：アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11 月、インド）において、ジェンダーと多様性の視点を災害リスクの軽減に入れこむための具体的なアクションを議論した。（No. 3-1 参照）
- **世界銀行との連携**：課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」（12 月）において、世界銀行東京防災ハブ担当にコメンテーターを依頼し、課題別研修における連携の成果を踏まえ、2017 年の防災グローバル・プラットフォームでの共同セッションの開催につながった。
- **中米統合機構（SICA）との連携**：本邦招へい「SICA 地域及び加盟国向け女性の経済的自立支援推進」（2 月～3 月）を通じ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に向けた地域政策の実施推進と地域レベルのモニタリング・評価メカニズムに関する具体的な取組を議論した。

(2) 国際会議等での発信

- **TICAD VI**：UNDP と共催したサイドイベントにて、機構理事長がアフリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性についてスピーチし、機構の取組を紹介した。また、英国政府及び赤十字国際委員会と共催したイベントでは、機構理事長より、女性こそが紛争の解決を促し、国づくりの源泉となりうるとの認識を伝えた。イベントの成果として、アフリカの平和と安定のためには、女性の意思決定への参画とリーダーシップ強化に向けた具体的行動を取ることが必要との認識が共有された。（No. 4-1 参照）
- **WAW!2016**：日本政府主催の「国際女性会議（WAW! 2016）」（12 月）のハイレベル・ラウンドテーブル「平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメント」に機構理事長が登壇し、アフガニスタン女性警察官支援やフィリピン・ミンダナオ支援の事例を基に、女性警察官の人材育成、コミュニティの貧困女性の支援、及び女性を含む多様なステークホルダーの視点を組み込むことの有効性を訴え、これらが全体会合の提言に反映された。
- **SICA との連携**：SICA との共催によりエルサルバドルで女性の経済的自立に関わるセミナーを開催し、加盟各国の女性大臣、機構理事の参加のもと、中米地域における広域的なジェンダー主流化の課題と域内協力の重要性について議論した（9 月）。

4. 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」への対応

- **モニタリングへの協力**：外務省が設置した同計画のモニタリング作業部会に参加し、政府の報告書作成に協力した。2017 年 3 月にモニタリング報告書が公表され、機構の事例が 6 件選定された。
- **平和構築と防災におけるジェンダー主流化**：米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所と連携し、紛争影響地域であるアフガニスタンやフィリピン・ミンダナオの社会開発、自然災害の被災国であるスリランカ、フィリピンやハイチでの女性の参画について事例研究し、報告書を公表した。WAW! 2016 でサイドイベント「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催し、約 80 名の参加者のもと成果発表を行った。（No. 7-1 参照）

5. ジェンダー・多様性に関する取組の強化

- **ジェンダーと防災**：各国によるジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を支援するため、アジア太平洋地域会合「ジェンダーと災害リスク削減」（4月、ベトナム）、「災害地域における女性に対する暴力」会合（4月、インドネシア）、「ジェンダーと社会的包摂の視点に立って災害リスク削減を共に考える：ネパールと日本の経験から」セミナー（5月、ネパール）、「ジェンダーと多様性：災害に強いコミュニティの構築に向けて」国際シンポジウム（7月、スリランカ）、アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11月、インド）等に参加し、ジェンダーと災害リスク削減に係る機構の取組や課題を発信するとともに、具体的なアクションについて討論した。

- **課題別研修**：「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施し、6か国から17名の行政官・市民団体関係者が参加した（12月）。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の計画通りの取りまとめ及び同結果を活用した、より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。

＜対応＞

農業分野、教育分野、民間セクター開発の実施中のプロジェクトを選定しジェンダー主流化の取組をレビューするとともに、執務参考用資料を作成し、各担当課題部、関連分野コンサルタント等と勉強会を行った。また、インフラ分野において、円借款で実施されているインフラ事業（水資源、運輸交通、電力、下水道等）におけるジェンダー主流化の取組をレビューし公開セミナーを行うとともに、執務参考用資料に取りまとめた。さらに、プロジェクト研究「ジェンダー主流化支援体制構築」（インフラ関連分野）を実施し、国・セクター毎のジェンダー情報を整備した。

さらに、事業におけるジェンダー主流化の推進のため、ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評価と根拠＞

評価：B

根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. ジェンダー主流化の推進

1-1. 機構職員42人、外部人材296人に対してジェンダーに係る研修を実施した。

1-2. 2015年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリ」の定着を図り、全プロジェクトの61%の案件準備段階で男女別ニーズ把握等の調査を実施し、ジェンダー案件比率は33%となり目標値を達成した（技術協力事業、無償資金協力事業、円借款事業プロジェクトの比率はそれぞれ37%、19%、39%）。

1-3. TICAD VI, WAW!2016等の各種国際会議において日本のジェンダーに係る取組を発信するとともに、実務者レベルでの今後のジェンダーに係る具体的取組を議論した。

2. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件形成

南スーダンやコンゴ民主共和国等4か国のジェンダー情報を整備するとともに、教育等7分野においてジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を実施した。また、インド等の円借款案

件でのコミュニティ開発へのジェンダー主流化の視点の導入の徹底や、バングラデシュの公共交通において女性の安全性に配慮した例等、ジェンダーの視点を取り入れて案件のデザインや実施に配慮した。

3. 「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に沿ったモニタリングの実施

同行動計画のモニタリングに向けた議論に参画し、モニタリング報告書の作成に貢献した。

＜課題と対応＞

日本政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、引き続き、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

ジェンダー主流化の推進については、ジェンダー案件比率は33%（年度計画30%）、ジェンダー主流化調査実施率は61%（年度計画80%）と年度計画を一部下回る実績となっているが、これは特に無償資金協力案件で当初の想定以上にジェンダー主流化調査の必要がない機材案件や施設建設案件が多かった結果であり、調査の実施は当初計画に沿って実施されたと判断される。他方、TICAD VI、WOW!2016等の国際会議で日本のジェンダーに係る取組を積極的に発信した点については評価される。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件形成については、南スーダンやコンゴ民主共和国など4か国のジェンダー情報を整理したほか、インドやバングラデシュなどでジェンダーの視点を取り入れた案件の形成に取り組んだ。

また、「女性、平和、安全保障に関する行動計画」のモニタリングに向けた議論に参画し、モニタリング報告書の作成に貢献した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成する成果が得られていると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の取りまとめ及び同結果を活用した、より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 19	事業評価
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率	100%					新規	100%
◎汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備	2 分野					新規	3 分野
◎インパクト評価実施件数	2 件					新規	4 件
外部事後評価着手件数（うち技術協力／円借款／無償資金協力）			96 (20/50/26)	79 (20/41/18)	98 (20/51/27)	91 (25/35/31)	96 (27/34/35)
内部事後評価着手案件（うち技術協力／無償資金協力）			43	62 (32/30)	78 (55/23)	73 (53/20)	82 (63/19)
評価結果ウェブサイト公開件数（和文／英文）			138/137	184/182	188/182	167/165	171/167
テーマ別評価実施件数			2	3	3	2	1
汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（累積）					5	9	15
開発課題別の指標整備（累積）（注 1）				22% (6 分野)	52% (14 分野)	87% (20 分野)	100% (22 分野)
◎研修実施件数（注 2）	10 回	10 回			新規	15 回	15 回
② 主要なインプット情報			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
従事人員数（人）			14	16	16	16	16

◎：2016 年度計画の評価指標

（注 1）技術協力プロジェクトの標準的指標整備の累計 （注 2）内部向け研修の実施回数

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （ハ）事業評価 客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から，当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また，これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し，「ODA の見える化」を推進するとともに，評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。 中期計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （ハ）事業評価 （一段落目は中期目標と同内容のため省略） 具体的には， ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに，得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ，よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等，新たな評価手法の実施に取り組む。 年度計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （ハ）事業評価 ① 説明責任を確保するために，事後評価を着実に実施し，速やかに情報を公開する。さらに，説明

責任の一層の向上のため、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進する。	
②	事業評価を通じた学習・改善を促進するために、事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標を整備するとともに、事業へのフィードバック強化のための取組を実施する。さらに、学習・改善を深化させる取組として、インパクト評価や、プロセスの評価、教訓の深堀・詳細分析等、評価対象の特殊性に合わせた評価・分析等を進める。
③	事業評価に係る人材育成や対外発信を行う。
主な評価指標 （定量的指標） ・ 10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率：100% ・ 汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備：2 分野，インパクト評価：2 件 ・ 研修：年 10 回	

3－2．業務実績

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1. 事後評価の実施及び情報公開

(1) 事後評価の実施

評価対象となる 10 億円以上の全ての事業及び 10 億円以下であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計 90 件（内訳：技術協力 25 件，有償資金協力 35 件，無償資金協力 30 件）に対し外部評価を実施し，2 億円以上 10 億円未満の案件 70 件（内訳：技術協力 48 件，無償資金協力 22 件）に対し内部評価を実施し，結果を機構ウェブサイトで公表した。

(2) 事業評価年次報告書

2016 年度の事業評価の活動を取りまとめた事業評価年次報告書 2016 を機構ウェブサイトで公表した。横断分析や詳細分析の記事を充実させる等，説明責任と評価の質の向上の両方で充実を図った。

2. 評価における透明性の向上と戦略的な取組

- ・ **事業評価外部有識者委員会の開催**：2016 年度も 2 回開催し，事後評価手法の改善や戦略性強化に関する助言・提言を得ることにより，透明性の向上と戦略的な取組を着実に行った。
- ・ **事業評価の機構内基本文書の公表**：透明性を一層向上する観点から，事後評価レファレンス（改訂版）及び事業評価年次報告書を機構ウェブサイトで公表した。また，新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者の助言を得つつ作成して公開した。
- ・ **外部評価への多様な主体の参加の促進**：2015 年度行政事業レビューでの指摘（外部評価への多様な主体（NGO，大学，開発途上国等）の参加を促進すべき）に基づき，外部評価者による DAC 評価 5 項目に加えて，有識者（国内外の大学・NGO 関係者）と連携する取組を実施した。カンボジア，スリランカの外部評価 3 件で，連携を通じ現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。
- ・ **外部評価従事者の裾野拡大**：中長期的な外部評価従事者の裾野拡大に向け，本邦大学・NGO 向けに機構の事後評価に係る個別説明やセミナー等を実施し，意見交換等を行った。また，外部評価実施を通じた若手評価者育成，治安の不安定な地域での遠隔評価を導入することで参画を促進した。
- ・ **事業評価を通じたソーシャルボンド認定への貢献**：国際資本市場協会（ICMA）が発行するグリーンボンド原則（GBP）が推奨する外部レビューの体制整備や定量的事業評価の実施・公開等に関し，事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され，9 月発行の機構債権が国内市場初の ICMA のソーシャルボンド認定に係る一つの要件を満たす結果につながった。（No. 9-2 参照）

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- **事後評価の質の向上検討会**：①発現した事業効果（アウトカム）に加えて、その発現プロセスの確認や分析を深化させるため、また、②内部評価の質の担保と一層の向上のための新たな手法の整理と制度整備を目指し、3名の外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置した。①については、有償資金協力事業1件及び技術協力事業2件を対象に試行を開始し、2017年度に「事業効果の発現プロセスの評価」（従来のDAC評価5項目の観点での事業効果に加え、効果の発現のプロセスを分析するもの）の手法の整理、実施要領を作成する予定である。②については、評価結果の外部の第三者によるメタ評価（評価の評価）及び評価者（在外拠点）自身による評価結果の自己点検を試行し、質の担保・向上に対する効果を検証の上、実施手法の取りまとめに着手した。特に、デリーメトロ事業をもとにエスノグラフィー手法により事業のプロセス評価を行った事例については、これまでのDAC評価5項目の枠組みを超え、オーラルヒストリーを形に残す意義の高さや案件管理ツールとしての活用可能性が向上したことなどに関して、内外の関係者より高い評価を得た。
- **内部評価の取組の戦略性の強化**：上記に加え、制度の戦略的運用を高めるべく、人材育成に加え、内部手続きの簡素化、机上評価の試行開始、評価実施時期の柔軟化の検討に着手した。
- **技術協力プロジェクトの開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス**：事業の案件形成や、事前評価段階において協力の効果を定量的に示すための参考とするため、2016年度は2分野（環境管理（大気）、財政（公共財政管理））で標準的指標例及び代表的教訓レファレンスを作成し、機構ウェブサイトで公表した。これにより、主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。標準指標例や代表的教訓レファレンスは案件形成や事業計画策定段階で事業部門が参照しており、相手国政府や在外拠点のスタッフが活用しやすいよう順次英訳のうえ公開している。

2. 事業へのフィードバック強化

- **外部評価総合レーティングが低い事業（4段階最下位）への対応**：2016年度の外部評価完了案件で該当する3案件に対し提言・教訓を踏まえた対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した。今後も定期的にレビューし、進捗状況をODA見える化サイトに掲載する予定。さらに、D評価の港湾1案件については他の港湾案件と共にセクター課題を分析し、事業担当部と連携して教訓の深堀を実施し、事業部門に実践的な案件形成の留意点としてフィードバックしている。
- **新規事業への教訓等のフィードバック**：機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、事業事前評価表の決裁前に評価部との協議を義務付けている。評価部から全ての新規案件の事業事前評価表等（354件）に対して教訓をフィードバックし、開発課題から事業が目指す開発効果に至るまでのロジックの構築（明確な目標設定）や適切な指標設定などについて助言・支援した。
- **事後評価結果の組織内共有**：事後評価結果を事業部門にフィードバックするために説明会を3回実施し、114名が参加した。事後評価からの学びと教訓、横断分析から得られた示唆を共有した。

3. 教訓等の評価結果の活用促進

- **汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用促進**：エネルギー分野に関し評価結果から課題共通の傾向や問題を抽出するとともに、複数案件の比較により協力の類型による特性やグッド・プラクティス等を抽出し、汎用性・実用性の高い教訓をまとめ、セミナーを通じて機構内への浸透を図った。また、ナレッジ教訓及び個別事業の教訓の活用状況のモニタリングを開始した。

- **事後評価における教訓の活用状況の確認**: 2016 年度の評価結果をまとめた外部評価 6 事業の案件形成時の教訓の活用状況を分析し、案件監理時に教訓が適切に活用されていたことを確認した。

4. 戦略的な取組

- **インパクト評価等**: 事業効果の向上と事業の質の改善に向け根拠（エビデンス）に基づく事業実施を推進するため、「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（ルワンダ）や「メディアを活用した遠隔教育普及・組織強化プロジェクト」（パプア・ニューギニア）等のインパクト評価を実施した。また、インパクト評価の人材育成のため、外部人材を対象に研修「インパクト評価：エビデンスに基づく事業実施にむけて」を実施した。
- **評価対象の特性に合わせた評価**: 事後評価結果から有用な教訓を導出するため、横断分析や詳細分析を行った。2016 年度は日本センター事業や紛争影響国・地域支援事業の事後評価の横断分析、港湾セクターの教訓の詳細分析を実施し、事業評価年次報告書で公表した（4 件）。また世界銀行、ADB とスリランカ水セクター事業の評価に関する合同ケーススタディを実施し、評価の知見を共有しつつ、有用な教訓の導出、学習と改善に向けた取組を進めている。現地調査時に機構主導で開催したワークショップでは主要ステークホルダーが一同に集まる中で有意義な議論ができたことで他ドナーからも機構評価部と在外事務所の連携力が高く評価された。

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

- **内部向け研修**: 機構職員等の事業評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用等について研修を実施した（計 15 回、受講者 161 名）。更に、新入職員の海外 OJT 研修時における内部評価業務への取組を本年度も実施し、新入職員 5 名が在外事務所で内部評価に従事した。
- **在外拠点の所員及びナショナルスタッフ向けの研修**: TV 会議による研修に加え、在外 4 拠点において事後評価に関わる所員向けの演習型研修を実施し、計 58 名が参加した。また、各回の研修日程を昨年比 0.5 日延長し、効果的な現地調査の実施と参加者間の相互学習を促進するための情報共有・意見交換の時間を追加した。加えて、経験が少ない、実施案件数が多い等の困難が予想される拠点に現地出張を行い、個別案件に係る指導や意見交換を行った。さらに、評価部職員の出張時に個別に事後評価セミナーを実施した（4 回、計 45 名参加）。特に 11 月にベトナム・ハノイで開催されたアジア太平洋州評価協会（APEA）国際会議 2016 の ODA 評価ワークショップでは、ベトナム及びタイ事務所のナショナルスタッフにより各拠点の評価の取組を発表する機会を設け、ナショナルスタッフの評価に対する意識向上・能力強化を促した。このほか、在外拠点の内部評価実施能力向上のため、所長・次長交代時に赴任者に対して事業評価に関する個別ブリーフィングを実施した。
- **外部向け研修**: 外部評価者等を対象にインパクト評価研修や社会調査手法に関する説明会などを実施したほか、日本評価学会の評価士養成講座でも講義した（計 5 回、受講者 115 名）。また、神戸大学大学院における集中講義等、大学や大学院で講義などを行い、評価人材の育成・拡大を図った（計 8 回、受講者 117 名）。このほか、学会等での発表（計 4 回、139 名）を実施した。
- **実施機関向け研修**: 上述のベトナムでの ODA 評価ワークショップにおいて、アジア大洋州地域計 18 か国から参加した政府機関と議論し、評価能力向上について議論を深めた。また、5 月にバンコクでアジア太平洋障害者センターとの共催で、機構の技術協力の事後評価結果に関するワークショップを開催、タイを含むアジア大洋州地域の計 11 か国の政府機関が参加し、評価結果及び今後の対

応について活発な議論を行い、評価に対する理解を深めた。また、借入人向けの ODA ローンセミナーで事業評価の研修を実施した（6 件、109 名）。

2. 対外発信

- 事業評価の概要や結果を一般国民向けにわかりやすく説明した、事業評価に関する一般国民向けのウェブ版パンフレットを作成し、公開した。
- 2016 年度は学界との関係も一層重視し、日本評価学会で機構として初めて個別セッションを設定してインパクト評価を中心に発表した。また、ベトナムで開催されたアジア太平洋評価学会でも評価能力向上をテーマに実施機関と共にセッションを行う等、機構内外での事業評価に関わる対外発信を図った（日本評価学会 2 件、国際開発学会 1 件、国際セミナー 1 件）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事業へのフィードバック、案件管理の質を高めるための在外事務所のナショナルスタッフの研修及び協力相手国の評価能力向上に資する実施機関向けの評価に関するセミナー、ワークショップについて、引き続きの活動を期待したい。

<対応>

ナショナルスタッフに対する研修については、TV 会議に加え、在外事務所での演習型研修を実施した。またタイ、ベトナムにおけるワークショップにおいて、地域の政府機関からの参加者に対し事後評価結果の共有を行い、意見交換を行うことで協力相手国の理解を深めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、事後評価における専門的・多様な視点の取り入れ、評価を通じた事業の質と効果の向上に向けたインパクト評価や評価対象の特性に合わせた評価の実施、外部からの高い評価の獲得等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 事後評価の実施及び透明性の向上

1-1. 「説明責任」を確保するため、10 億円以上の事業に対する外部評価を 100%実施し、事業評価外部有識者委員会の定期開催、事業評価年次報告書の発行等を行った。新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者委員会の助言を得つつ作成、公表し、一層の説明責任を強化した。

- 機構の一連の事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され、9 月発行の社会貢献債（JICA 債）が国際資本市場協会（ICMA）の国内市場初のソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながった。

1-2. 本邦大学や NGO に対し事後評価に係るセミナーを開催する等、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進した。

- より専門的・多様な視点を取り入れるため、カンボジア、スリランカの外部評価 3 件で、有識者（国内外の大学・NGO 関係者）と連携した取組を開始した。現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。

2. 事業評価を通じた学習・改善の促進

- 2-1. 汎用性・実用性の高いナレッジ教訓（エネルギー）や開発課題別の指標（環境管理，財政）を整備した（計3分野）。指標整備に関し，主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。
- 2-2. 外部評価総合レーティングが低い事業への対応の検討を促し，新規案件形成過程への教訓フィードバック等を着実にを行うことで，PDCA サイクルの実施促進に努めた。D 評価案件に対して教訓の深掘・詳細分析を行い，実践的な案件形成の留意点として事業部門にフィードバックした。
- 2-3. 学習・改善を深化させる取組として，インパクト評価（4件）の実施や，日本センター事業等の事後評価結果の横断分析や詳細分析を行い，有用な教訓を導出した。
- 外部有識者より専門的かつ技術的見地から助言を得るため「事後評価の質の向上検討会」を新規に設置し，事業効果の発現プロセスの詳細な確認・分析に取り組んだ。より多面的かつ事業の特性を踏まえた事後評価に向けた制度改善のため，初となる体系的なプロセス評価を実施した。特にデリーメトロ事業を対象にした事例は内外関係者より高い評価を得た。
 - 世界銀行及びADBと協働し，スリランカ水セクターに関する合同ケーススタディを行い，評価の知見を相互に共有するとともに，現地調査で機構が主導した現地ワークショップでは，本部評価部と在外事務所の連携力に対し，高い評価を受けた。

3. 事業評価に係る人材育成や対外発信の実施

- 3-1. エビデンスに基づく業務を推進するべく，機構内外の評価実務者向けインパクト評価研修や社会調査手法に関するセミナーを実施した。また，在外拠点のナショナルスタッフ向け研修を実施したほか，協力相手国実施機関向けの評価セミナー等を通じ，関係者の能力向上を図った。
- 3-2. 一般国民向けのみならず，国内外の学会やセミナー等でインパクト評価を始めとする機構の成果を発表する等，機構内外で事業評価に関わる対外発信を強化した。

<課題と対応>

引き続き事後評価を着実に実施し説明責任を果たすとともに，学習と改善の強化に向け事業評価の質の向上に取り組む。その際，国内外の大学，NGO，学会等との協働や知見共有，情報交換を通じて多面的な評価を推進するとともに，案件数増大に向け更なる業務の効率化を進める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

事後評価の実施及び透明性の向上については，原則10億円以上の全事業の外部評価を適切に実施し，外部への公開を行い，年度計画に定められた事業評価年次報告書の作成・公開を行った。また，新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者委員会の助言を得つつ作成，公表し，一層の周知に取り組んだ。機構の一連の事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現に係る取組は，JICA債が国内史上初のソーシャルボンドとして認定される際の要件の一つにもなっており，外部からも事業評価の質が認められていることが評価される。また，カンボジア，スリランカ案件の外部評価において，外部有識者と連携した取組を開始したことも，より専門的・多様な視点を取り入れるための取組として評価される。

事業評価を通じた学習・改善の促進については，事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓（エネルギー）や開発課題別の指標（環境管理，財政）の計3分野を整備し，当初計画の2分野を上回る成果となった。これにより，主要な開発課題すべてのレファレンス整備が完了したこととなり，案件形成や事業計画策定段階を担う部署や相手国政府が活用できるよう，着実に整備が進められていることが評価される。また，事業効果の向上と事業の質の改善に資する取組として，根拠に基づく事業実施を推進するためのインパクト評価（4件）を実施しており，これは当初計画の2件を上回る成果となった。加えて，「事後評価の質の向上検討会」の新設を通じて，外部有識者の知

見を踏まえた事業効果の発現プロセスの詳細な確認・分析に取り組んだことや、世界銀行及び ADB との協働によるケーススタディを実施したことについて、機構の事業以外からも知見を得る取組を実施していることが評価される。

事業評価に係る人材育成や対外発信の実施については、機構内外の評価実務者向け研修に加え、インパクト評価研修や社会調査手法に係るセミナーを実施したことを評価する。その結果、当初計画 10 回を上回る 15 回の研修を実施する成果となった。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など）

機構の事業への評価結果のフィードバックや、他関係機関や研究機関への情報共有、外部有識者との連携等による評価の質の向上に、引き続き取り組むことが期待される。

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 20	安全対策の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 国際協力事業安全対策会議最終報告
当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等)	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
関係者に対する安全対策指導の取組							
◎赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数（回）	55 回	49 回	57	54	84（注）	85	84
◎安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数	25 か国	20 か国	33	33	27	30	28
コントラクター等に対する安全対策の取組							
◎実施状況調査（有償・無償）及び安全管理セミナー回数	125 回	90 回	90	105	190	158	164

（注）2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座，職員研修（セルフディフェンス），バイク講座も計上。◎2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （二）安全対策の強化 機構は，安全情報を収集し，機構事業関係者に対し，適切な安全対策を講じる。
中期計画 （一段落目は中期目標と同内容につき省略） 具体的には， ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ，各国の治安状況や交通事情等のリスクや昨今頻発しているテロリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から，派遣専門家，ボランティア，職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し，開発途上国政府・事業実施機関，コンサルタント，コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。
年度計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （二）安全対策の強化 ① 開発途上地域における事業実施に伴う犯罪，テロ，交通事故，自然災害等による被害リスクに備え，派遣専門家，ボランティア，職員等の関係者の安全管理能力の強化に向けた研修等の実施，治安情報の収集・分析，安全対策の実施，事件事故や緊急事態発生時の適時対応を行う。特に，平和構築に係る支援等，政情・治安が不安定な地域での支援に際しては十分な安全対策や体制整備を行う。 また，「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016 年 8 月 30 日）等を踏まえ，安全対策を着実に強化する。 ② 工事安全対策に関する指針文書の周知・運用の徹底，現場における安全対策の強化に努め，安全対策を積極的かつ着実に進める。特に，事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対して重点的に安全対策を推進する。
主な評価指標 （定量的指標） ・ 赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数：55 回，安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実施国数：25 か国 ・ 実施状況確認調査及び安全管理セミナー：125 件

3-2. 業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

7月1日、バングラデシュ首都ダッカ市内のレストランにおいて数名の武装グループが人質を取って籠城し機構の調査業務に従事されていた日本人7名を含む約20名が殺害され、同じ調査に従事されていた日本人1名を含む多数が負傷した事件が発生した。本テロ事件及びその後に発生した南スーダン治安悪化に伴うODA関係者の緊急退避事案を踏まえて機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、従来の取組に加え①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者・NGOの行動規範の徹底、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢のあり方、のそれぞれの側面から安全対策を強化した。

なお、2016年度の犯罪被害件数は315件（2014年度396件、2015年度399件）であった。

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

(1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化

- **脅威情報の分析による渡航措置の厳格な運用**：メディアや外部情報リソース、政府・他ドナー、海外拠点に配置された安全対策アドバイザー等から機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集した。また、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有して注意喚起するとともに、治安情勢の見通しや変化に応じ関係者の渡航や移動を制限するため、渡航措置や行動規制にかかる情報を迅速に反映してリスクの最小化を図った。加えて、新たに有識者から危機管理や中東、仏語圏アフリカ等の地域情勢に関し定期報告を受けるとともに適時に的確な助言を得る体制を構築し、安全管理態勢の向上とより精度の高い安全情報収集に努め、情報リソースの更なる拡充に向けた検討を行った。これらの体制の下、詳細なリスク分析に基づく脅威度評価の導入を通じた新たな安全対策基準の策定に向け、検討作業を開始した。
- **脅威情報の共有の徹底**：組織内での情報共有の徹底と意見交換を目的とし、地域部長等からなる「安全情報連絡会」を立ち上げ、隔週で開催している。また、海外拠点を通じより幅広い多種多様な事業関係者やNGOの職員等に安全情報を提供することにより、安全対策を強化した。
- **情報収集体制の強化**：国連、世界銀行、USAID等の援助機関と安全情報や研修に係る連携について協議を開始するとともに、他機関の安全対策の状況を把握することも視野に世界銀行の安全対策研修に参加した。また、在外では現地ODAタスクフォースに対して遠隔セミナーの開催等を通じた安全情報の提供も開始した。加えて、在留届・「たびレジ」登録が遺漏なく行われるよう周知徹底を図るとともに、コンサルタント等との契約で登録を義務化した。

(2) 行動規範の徹底

- **行動規範の徹底**：海外に渡航する機構関係者に対し、行動や移動方法等に係る制約・ルールとしての行動規範や安全対策マニュアルを定めている。ブリーフィングやメーリングリストで関係者にこれらを共有するとともに、安全対策連絡協議会の開催等も通じて周知徹底に努めている。海外での行動規範をさらに徹底させるべく、全拠点における国別の安全対策措置（渡航措置と行動規範）の策定・改定を進めるとともに、行動規範の運用をルール化して標準化した。
- **緊急連絡網の強化、事業関係滞在者の把握**：資金協力事業関係者を含む緊急連絡網を整備・更新し、治安情報の提供と有事の際の安否確認を行った。また、79拠点で緊急連絡訓練を実施した。
- **渡航者に対する情報提供**：特に治安状況が不安定な9か国への全渡航者に対して事前ブリーフィング

グを行った。また、コンサルタント等についても、契約交渉時の安全情報の提供を事務フローに組み入れ、情報共有を徹底することとした。

- **より広い関係者への情報共有**：より広範囲の事業関係者や NGO に対してできるだけ行動規範を踏まえて行動することを依頼すべく、上記の行動規範の共有に向けた通知・様式の整備と行動規範の策定作業を行うとともに、現地レベルのメーリングリストによる安全情報提供を開始した。
- **安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 8 か国（2015 年度 8 か国）、安全・交通安全巡回指導を 20 か国（2015 年度 22 か国）で実施した。

(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

- **ハード・ソフト面での防護措置の強化**：プロジェクトサイト等の防護態勢を確認すべく、全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施した。2017 年度には更に 24 か国で実施すべく準備している。また、有事発生に備えた在外拠点等の警備強化・防護措置の増強のため、脅威度の高い 23 か国への防弾車の配備や 10 か国の事務所・宿舍等の避難場所の整備に必要な準備を開始した。
- **研修・訓練の強化**：開発途上地域における一般犯罪、交通事故、紛争・騒擾などのリスクなどに備え、従前から長期赴任する専門家やボランティア、随伴家族を含めた機構関係者を対象に安全対策に関する研修等を実施している。派遣前安全対策講習を計 84 回実施し（安全対策 56 回、交通安全対策 28 回。2015 年度計 85 回）、特に近年のテロ増加を踏まえ、テロ対策講義を強化した。全職員及び契約者の Web 研修受講を義務付けるとともに、短期渡航者、資金協力事業関係者や NGO 等を対象とした新たな研修・訓練を拡充した。加えて、2016 年 10 月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11 回、1,273 人参加）、テロ対策実技研修（6 回、385 人）及び Web 研修（6,642 人）を実施した。さらに、在外の関係者に対して現地での安全対策研修を 2017 年度に 25 か国で実施すべく準備を進めた。

(4) 危機発生後の対応

- **シミュレーションの実施**：海外におけるテロ・騒擾事案や大規模災害等の緊急事態発生に備え、特に初動を中心とした機構内の対応体制及び基本動作の確認を行うことを目的とした緊急事態シミュレーション訓練を実施した（2 月）。訓練を通じて得られた教訓を踏まえ、緊急事態時の対応態勢及び対応マニュアルの改訂に着手した。
- **国外退避支援サービス**：テロ・騒擾など急激な治安悪化が発生し国外退避を行う必要がある場合に、これまで、職員、専門家、ボランティア、随伴家族、調査団等を含む機構関係者を対象としていた国外退避支援サービス（チャーター機手配含む）の対象に資金協力事業関係者を含めることの検討を開始した。
- **メンタルケアの強化**：国外退避後、周辺の第三国事務所にて遠隔の業務運営を行うことを想定し、対象事務所での執務体制の整備方針を策定した。また、事件・事故発生時の直接・間接被害者に対する支援としてメンタルケア研修を 2 回実施するとともに、E-learning 教材の作成に着手した。

(5) 機構の危機管理意識の向上、態勢強化

- **機構内の組織体制強化**：総務部安全管理室を安全管理部に昇格させ、安全管理を専任する安全対策統括役を任命した（9 月）。また、12 月に同安全対策統括役を安全管理部担当理事として昇任させ、1 月には安全対策強化策推進担当特命審議役を設置するとともに、安全管理部に人員を追加配置することで安全管理体制を強化した。また、脅威度の高い海外拠点に安全管理専任職員を配置する方針を決定した。

- **即応体制**：平日夜間，休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し，海外拠点等からの緊急連絡に即応している。2016 年度は 132 件の在外緊急連絡に対応した。
- **危機管理意識の向上**：上記 1. (1) ～ (3) 参照。
- **日本政府との協働**：「国際協力事業安全対策会議」を常設化し，2016 年度は 2 回（9 月，12 月）開催して円滑な情報共有のための枠組み整備等を行った。

(6) 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- **南スーダンにおける緊急対応**：7 月に首都ジュバで発生した治安悪化を踏まえ，機構在外事務所・技術協力関係者，資金協力関係者等の 93 名がチャーター機でケニアのナイロビに国外退避した。
- **その他緊急対応の実績**：経済危機に伴う治安悪化等を踏まえ，ベネズエラで国外退避（避難一時帰国）措置を行った。バングラデシュではテロ襲撃を踏まえ全ボランティアの国外退避を行ったほか，ガボン，コンゴ民主共和国では大統領選挙等を巡る治安悪化のため予防的な国外退避を行った。また，ザンビア，エチオピアでは選挙，騒擾に伴う一時的な国内退避を行った。

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

1. 指針文書の周知・運用の徹底

(1) 周知の徹底

- 2014 年度に策定した「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下，ガイドンス）及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を活用して工事安全対策を推進するため，機構内外向けの研修（在外赴任者向け研修 12 回，工事安全対策担当者向け講習会 3 回，国際建設技術協会との協働による能力強化研修 2 回）を開催し，同ガイドンス及び同方針の周知を徹底した。

(2) 運用の徹底

- **安全管理の徹底**：「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し（3 月），2016 年度の安全対策の取組実績の確認，事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析を通じて安全対策の改善策を検討した。無償資金協力や施設建設を含む技術協力案件では，ガイドンスに基づく安全対策や施工プランの内容を確認し，必要に応じ不備の指摘や現場での指揮命令系統・要員配置の見直し等の助言を行った。さらに，「無償資金協力調達ガイドライン」に基づき，ガイドンスの適用を明示し，これに即した計画の提出を徹底した。有償資金協力案件では，インドネシアやスリランカでの実施中案件に関し，実施状況調査及び安全管理セミナーを実施した。
- **重点的な取組**：事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対する重点的な安全対策として，労働安全に係る相手国の法令整備や実施体制強化のための支援を検討するとともに，全事業の実施機関長宛てに事務所長名で安全対策の改善を求めるレターを送付する等，事故予防のための取組を強化した。

2. 現場における安全対策強化のための取組

(1) 安全対策強化キャンペーン

- 工事安全対策の徹底を目的とし，全世界の海外拠点（工事関連事業のない拠点を除く）を対象とした取組として安全対策強化キャンペーンを実施した。講習会を通じて海外拠点の工事安全対策担当者の意識が向上し，また現場パトロール（43 か国）を通じて相手国関係者（実施機関，コントラクター，コンサルタント）の意識向上と現場における対策の徹底を図った。

(2) 組織的な安全対策の推進

- **事故再発防止に向けた取組**：事故原因、再発防止策、工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめ関係者へフィードバックするとともに、建設工事事故の統計基準を明確化し、日本国内での事故発生件数との比較やより信頼性の高い分析ができるように情報収集・整理体制を整備した。また、事故事案の頻発した事業に対するレターの発出や申入れ等を通じて実施機関、コントラクター、コンサルタントに工事安全対策の改善の徹底を促した。
- **海外拠点への支援**：新たな取組として、海外拠点の工事安全対策担当者の要望に応じ、本部から技術支援を実施した。発生した事故の統計・分析を行い、事故予防につなげるために海外拠点の工事安全対策担当者に情報提供を行った。

(3) 資金協力の実施状況調査

- 各現場での安全対策の徹底と事故の予防のため、無償資金協力事業関連で 31 か国 78 件（2015 年度 44 か国 92 件）、有償資金協力事業関連で 11 か国 41 件（2015 年度 6 か国 16 件）の実施状況調査を実施し、現場の安全対策の状況確認と改善に向けた助言等を行った。11～3 月に実施した円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査（フィリピン及びパプア・ニューギニアの計 2 案件を対象）では、在外拠点、先方実施機関、コンサルタント、コントラクター等の参加の下、ガイダンスの説明・質疑応答、日本における事故防止対策の制度的枠組みや対策事例の紹介、安全管理に対する改善提言等を実施した。

(4) 開発途上国関係者の安全意識の醸成

- **開発途上国関係者向け研修の実施**：課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて、安全管理に関する講義・視察を実施した（9 か国から 14 名が参加）。また、イラク向け国別研修「ODA セミナー」にて工事安全対策の講義を実施した。
- **技術協力プロジェクトを通じた支援**：ベトナムにおいて建設事業における品質・安全管理能力向上等を目指したプロジェクトを実施している。また、モンゴルでも同分野の技術協力の開始に向け、詳細計画策定調査を実施した。ミャンマーでは、既存の道路橋梁分野のプロジェクトを通じて同国の安全対策関連の情報収集を実施し、今後同プロジェクトを通じて安全対策強化に向けた技術指導を実施する予定としている。
- **労働安全に係る基礎情報収集調査**：インドネシア等を対象として、労働安全に係る基礎情報収集調査を実施しており、調査結果に基づいて今後相手国への技術支援を検討する予定である。

3－3．指摘事項への対応

<指摘事項>

テロ等の新たなリスクへの早急な対応策のさらなる強化の検討が求められる。より広範な資金協力関係者を含む安全対策の強化に向けて、2016 年 8 月 30 日に発表した国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を、理事長が主導する形で着実に実施することが求められる。

<対応>

資金協力事業関係者や NGO 等を含む従前より幅広い関係者に対し、治安情報や安全対策研修の提供を開始した。また、バングラデシュにて現場の安全対策点検のための安全評価調査も開始し、24 か国における現地安全対策研修実施にも着手した。さらに、騒擾や急激な治安悪化に備え、リスクの高い国における防弾車整備に向けた調達、避難場所整備に向けた調査も開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件、南スーダンからの緊急退避やその後の「国際協力事業安全対策会議」の結果を踏まえ、脅威情報の収集・分析・強化、行動規範の共有、ハード・ソフトの対応や研修の拡充等、抜本的な安全対策態勢の強化を実施した。特に研修では対象者を拡大し、大幅な増強を行った。

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

1-1. 2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け、機構の安全対策を抜本的に強化するための取組を実施した。脅威情報の収集・分析・強化については、新たに有識者からの助言や、他ドナーとの連携を通じより精度の高い情報の収集・共有に努めるとともに、資金協力事業関係者やNGOを含めたより広い関係者にこれを共有した。

1-2. 行動規範について、より幅広い関係者間での共有と運用を徹底することで、遵守される体制を構築した。

1-3. ハード・ソフト両面の防護措置として海外拠点でハード面を強化するとともに、ソフト面では全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施し、同調査を他国でも実施すべく準備した。

1-4. 研修・訓練に関しては従前の専門家・ボランティア・職員などの長期赴任者向け研修84回に加え、より幅広い国際協力事業関係者向けの安全対策講習を17回実施した。

➤ 特に、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化やより広い事業関係者への受講勧奨を通じて、関係者の安全意識を醸成した。加えて、2016年10月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11回、1,273人参加）、テロ対策実技研修（6回、385人）及びウェブ研修（6,642人）を実施し、研修に対象と受講者数を大幅に拡充した。

1-5. 危機発生後の対応の強化に向け、機構内の対応態勢を確認するとともに、今後の対応態勢やマニュアルの改訂に着手した。

➤ 本部での緊急事態シミュレーションや、79の在外拠点で緊急連絡訓練を実施し、これらを通じて機構内の対応態勢を確認した。

2. コントラクター等に対する安全対策の強化

内外の研修や現場での安全対策強化キャンペーンを通じて「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」に基づいた工事安全対策を推進した。特に 2016 年度は事故の再発防止をさらに推進すべく、建設工事事故に係る分析態勢や海外拠点への支援態勢を強化した。かかる取組を通じ、事故事案報告件数は 37 件となった。

< 課題と対応 >

機構の事業における安全管理態勢の一層の強化と確立を目指し、「国際協力事業安全対策会議最終報告」の各種強化策を迅速かつ着実に実施するとともに、資金協力の安全対策における機構の支援策を具体化する。加えて、事業に携わる職員一人一人が安全対策の意識を高めるよう徹底を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評価：C

< 評価に至った理由 >

安全対策の強化については、平成 28 年 8 月に公表された新たな安全対策をとりまとめた「最終報

告」に基づき、①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者・NGOの行動規範の徹底、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・機構の危機管理意識の向上・態勢の在り方、のそれぞれの側面から、迅速に取り組んだことを評価する。

一方で、7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件において、JICA業務の従事者が巻き込まれたことは、これまでに外務省及び機構が実施してきた安全対策の取組を抜本的に見直し、国際協力事業関係者と日本の非政府組織（NGO）のための新たな安全対策を策定する契機にもなった事案であり、重く受け止める必要がある。

以上を踏まえ、年度当初の目標設定とそれに基づく取組が不十分であり、中期計画における所期の目標には達成していないと認め、「C」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

国際協力事業安全対策会議に基づく各種強化策の着実な実施及び、不断の見直しが求められる。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・項目評価はC評価が妥当と判断する。ダッカ事件の発生は極めて重大であり、現下の情勢からして一過性のものとは考えられない。事件を踏まえ過去の対応の不備を認識し、改めるべきであり、且つ今年度後半の対応実施も、その成果は今後一定の期間をかけて評価されるものであり、現状ではC評価が妥当と考えられる。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 21	外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針
当該事業実施に係る根拠（個別法条文等）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力

2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 （ロ）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
中期計画 （ロ）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。
年度計画 （ロ）事業の横断的事項に関する取組 （ホ）外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。
主な評価指標 なし

2-2. 業務実績

当該要請実績がなかったため、報告対象外とする。

2-3. 主務大臣による評価
評定：－ ＜評定に至った理由＞ 実績がないため、評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 22	組織運営の機動性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (2011 年度)	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎国内拠点の利用者数 (人)	前年度実績以上※	561, 136	589, 572	651, 885	838, 142	859, 610	915, 340

◎2016 年度計画の評価指標 ※2012 年度は 47 万人, 2013 年度以降は前年度実績以上

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織運営の機動性向上 機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。 海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。 国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。 中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の機動性向上 (一段落目は中期目標と同内容のため省略) 具体的には、 ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。 ● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 組織運営の機動性向上 ① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。 ② 「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づき、共用化・近接化の可能性を引き続き検討する。 ③ 現地職員の育成に向けた制度改善の具体化に取り組むとともに、より現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するため、2017年度以降の反映を目指して拠点運営計画の制度改善を検討する。 ④ 国内拠点の多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について2015年度実績を上回ることを目指す。
主な評価指標 (定量的指標) 国内拠点の利用者数：2015年度実績以上

3-2. 業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- ・ **バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受けた対応**：当該事案を受け、総務部安全管理室を安全管理部に昇格し（9月）、人員体制も拡充して安全管理態勢を強化した。また、安全対策を専管する安全管理担当理事を新たに任命した（12月）。(No. 20-1 参照)
- ・ **大学連携を推進するための部門の新設**：留学制度を活用した人材育成事業を通じて開発途上国の将来を担う人材を受け入れ、専門的な研修と併せて日本の近代化や開発の経験を共有するプログラムを強化している (No. 14-2 参照)。このようなプログラムの実施を強化し、より効率的・効果的に長期研修等を通じた大学との連携を推進するため、機構内の日本の大学との連携窓口を一本化して国内事業部に大学連携課を新規に設置した。
- ・ **「質の高いインフラ」推進のための態勢強化**：「質の高いインフラ」に係る業務の質を一層向上させるため、質の高いインフラ輸出担当特命審議役、資金協力業務部に有償技術審査室を設置した。
- ・ これらの体制強化の結果、2016年度末の課数は133課（基準値：145課、2011年4月）となった。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- ・ **海外拠点の配置適正化**：急激に環境が変化する開発途上国において、より迅速に援助ニーズを把握し、適切かつ機動的な対応を行える体制を整備すること、対応を行う際の責任体制を強化すること等、より一層の現場機能強化の推進を目的として、海外拠点配置の位置づけの見直しを行った。具体的には、アンゴラ、エクアドル、セントルシア、タジキスタン、パナマを機構の職員を配置する事務所とし、シエラレオネ、ジョージア、ハイチを契約関係のある要員を配置する支所として整理した。また、エルビル（イラク）、ホーチミン（ベトナム）、ラマツラ及びジェリコ（パレスチナ）を契約関係のある要員を配置した出張所として整理した。
- ・ **他法人海外事務所との共用化・近接化**：モロッコ事務所の移転に際し、JETRO ラバト事務所との距離を近接化させた。また、各拠点のオフィス契約更新時に関連機関と確認・調整して進めている。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- ・ **3か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013年度に3か年の運営計画の仕組みを導入した。2016年度は

これをレビューし、事務所長の裁量に応じた機動的な対応が可能となるなど、効果が確認されたため、2017 年度以降の継続を決定した。一方で、小規模な拠点は運営管理上の負担を考慮し同計画の対象外とし、一定規模の職員が配置されていることを前提とすることに改定した。

- **現地職員の活用促進**：現地職員のマネジメントの改善に向け、現地職員管理ガイドラインを更新し（4 月）、赴任者を対象にガイドライン内容の説明を引き続き実施した。現地職員の管理職登用の促進に向け、管理職現地職員に係るガイドラインを策定した（6 月）。また、南スーダンやブルンジにおいては治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況が発生したが、特殊な環境のなかでも現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業の継続や拠点管理を行った。例えば、ブルンジにおいては邦人退避後も現地スタッフ 3 名がフィールドオフィスの運営を続け、経理業務や機材研修、事後評価の実施や研修員受入事業の継続を支えたほか、特に ABE イニシアチブの第 3 バッジの候補者の確保においては邦人スタッフが現地入りできない状況のなかで現地スタッフが積極的に応募者の開拓にあたり、19 名の応募者を確保して 2 名の合格者を得るに至った。
- **人事部現地職員マネジメント支援班の取組**：効果的・効率的な現地職員の育成とマネジメントに向け、研修や教材、事業管理に関する現地職員の知見等の情報を集約するデータベースを作成し、また在外拠点の現地職員育成担当者間でグッド・プラクティス等の情報共有（8 月以降、定期発信）を開始した。また、労務管理等の各種照会に対応している。
- **現地職員の能力強化**：現地職員の能力強化のため、内外の機構関係者に向けて開発協力や機構の業務等の講義を行う「JICA アカデミー英語版」を継続し、2016 年度は事業に直結する 7 件の講義（円借款の調達監理、ディスバース管理、技プロのモニタリング、ジャパンブランド等）に内容を拡充し、延べ約 280 名の現地職員が参加した。さらに、海外拠点の研修受入事業の概要や帰国研修員同窓会の強化に向けた本邦研修を実施し、研修担当現地職員の実務理解を深めた。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 各国内拠点で地域内の企業、自治体、大学、NGO 等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている（活動詳細は No. 8, 9 参照）。また、国内拠点の年間総利用者数は 91.5 万人となり、年度計画の目標値を上回った（国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は表 22-1, 22-2, 22-3 参照）。利用者数増加の要因としては、国内拠点での NGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーへの参加や修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 各国内拠点では、地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した機構事業の効果向上、また、日本の地域活性化にも資する取組を実施した。主要な例は以下のとおり（詳細は No. 9, No. 11 参照）。
 - **地域の経済団体・民間企業等とのネットワーク形成**：地域の経済団体等に対する民間連携事業の説明会等を各国内拠点にて実施した。また、TICAD VI の機を捉えたアフリカビジネス・セミナーを開催した（5 月北海道、7 月横浜市、10 月兵庫県等）。
 - **東京国際センター**：研修員の日本理解の一層の促進を図る観点から、所内に「おもてなしタスク」を設けて各種の取組を推進している。具体的には、地域企業の CSR 活動と連携した福利厚生プログラム（日本の文化・芸術に触れる機会等）の提供や、ハラルフードや祈祷室の導入や障害者に配慮した施設整備を実施した。また、埼玉県教育委員会との連携状況を見える化する

リーフレットを共同作成し、開発教育等の連携活動を他県に普及・展開した。加えて、千葉県教育委員会、新潟県教員委員会との定期協議会を開始した。

- **九州国際センター**：北九州市との合同勉強会の開催や、「熊本地震からの普及・復興プラン」を踏まえ、国際協力推進員を熊本県に配置した。また、佐賀県の NGO/CSO 誘致推進に係る NGO ネットワークの発足に貢献した。
- **沖縄国際センター**：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」改訂に向けた中間評価作業への協力や、県からの就任依頼を受け「沖縄県振興審議会」の専門委員として調査審議に参画した。また、Pacific-Leads の開始や「世界のウチナーンチュ大会」の機を捉え、研修員のリソースも活用した地元企業とのセミナー等を開催した。(No. 9-4 参照)
- **地域の NGO ネットワーク形成**：NGO 等活動支援事業の制度改善を踏まえ、横浜国際センター、中部国際センター、四国支部が主管となり、各地域の NGO のニーズを踏まえたプログラムを企画・実施した (No. 11-2 参照)。関西国際センターでは NGO との定期協議を試行的に開始した。(No. 9-1 参照)
- **各国内拠点での民間企業とのネットワーク形成**：新輸出大国コンソーシアム促進に係る地域の海外展開支援機関ネットワークの参画や、地域金融機関との覚書締結 (計 24 行) により、新たな企業等との連携関係を構築した。(No. 9-2 参照)

内外の環境変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」：計 8 回 (うち 2016 年度 6 回) にわたり議論し、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。

同懇談会での議論も参考にしつつ、地域別・課題別戦略や難民支援方針等の事業戦略に係る議論の強化、戦略的な人材ネットワークの構築に向けた大学連携課の新設、帰国研修員とのネットワーク強化に向けたフォローアップ体制の検討などを迅速に進めたほか、経営改革、ガバナンスの強化を推し進めるべく、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置を検討しており、2017 年度から実施するべく準備を進めた。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞

組織の最適化に向けた検討の継続に加え、現場機能の強化に向けた、現地職員の活用機会の一層の向上に向けた取組を期待したい。

＜対応＞

現地職員の活用に向け、人事部現地職員マネジメント支援班が中心となって海外拠点における経験や知見を集約するとともに、研修の拡充等を通じて能力強化を行った。また、現地職員管理ガイドラインを更新するとともに、現地職員の管理職登用に向けたガイドラインの策定を通じ管理職化を促進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に照らして質的な成

果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、日本政府の施策や協力ニーズを踏まえた組織編制再編の迅速かつ柔軟な実施、事業の成果発現を支える組織体制や国内拠点の結節点機能の強化、国内外の有識者から助言を得る態勢等の組織体制と運営の強化の取組等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 戦略的、効果的な事業を実施するための本部の組織編制の再編等

政府の施策や援助ニーズを踏まえ、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割を迅速かつ柔軟に見直した。

- ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、安全管理に対する態勢を更新して大幅に強化した。
- 質の高いインフラや大学連携等の政府の施策や援助のニーズに効果的・効率的に対応すべく部署を新設するなど、より戦略的かつ効果的な事業の実施を可能とすべく機動的に対応して体制を強化した。

2. 海外拠点の配置の適正化、共用化・近接化への取組

海外拠点におけるリスク管理態勢をより強化するために、海外拠点に職員や機構と直接雇用契約関係のある職員を配置した。同時に、現場の援助ニーズに的確に対応するため、複数の拠点で事務所及び支所を設置した。さらに、海外拠点「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づく海外拠点の近接化については、海外拠点のオフィス契約の更新時に検討を行い、モロッコで JETRO 事務所との近接化を実現した。

3. 現地職員の育成と活躍機会の拡充、拠点運営計画の改善

人事部が中心となり各拠点の経験等を取りまとめるとともに、現地職員の適切な管理や管理職登用にに向けたガイドラインを制定し、活用に向けた環境を強化した。また、拠点運営計画のレビューを行い、効果が認められたことから本格導入に向けて準備した。

- 南スーダンやブルンジなど、治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況においても現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業継続や拠点管理を行っている。

4. 国内拠点の多様な関係者との結節点機能の発揮

各拠点がその特性をいかした広報等に取り組んだ結果、多様なパートナーとの結節点としての機能を果たした。2016 年度は 91.5 万人が利用し、2015 年度の実績（86.0 万人）を 6.5% 上回った。

- 各国内拠点で地域金融機関との関係構築を開始し、計 24 行と覚書を締結してパートナーシップの裾野を拡大した。
- 震災復興への県の取組を踏まえた熊本県への国際協力推進員の配置、沖縄県の振興に向けた審議会への参画など、各拠点の有する地域の情勢や特徴を踏まえた取組を通じ、機構の強みをいかした地域活性化への貢献に向けた創意工夫を行っている。

5. その他、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」を通じ、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。同懇談会での議論を参考に事業戦略や組織基盤の強化に向け具体的な取組を迅速に進めたほか、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置に向けた検討を開始し、2017 年度から実施する予定としている。

<課題と対応>

引き続き、国内外の情勢を踏まえて、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制について機動的な対応

を行う。また、現地職員の活躍機会の一層の拡充に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

戦略的、効果的な事業を実施するための本部の組織編制の再編等については、ダッカ襲撃テロ事件を踏まえた安全管理に対する態勢の大幅な強化や、質の高いインフラや大学連携等、政府の施策や援助のニーズに対応する部署態勢の見直しに取り組んだことが評価される。

海外拠点の配置の適正化、共用化・近接化への取組については、海外拠点のオフィス契約の更新時に検討を行い、モロッコでJETRO 事務所との近接化を実現した。また、2013 年度に導入した3 年間の運営計画について、小規模な拠点は運営管理上の負担への考慮から計画の対象外とする微修正を加えた上で、2017 年度以降も継続することを決定した。

国内拠点については、年度目標としていた前年度実績（859,610 人）を上回る 915,340 人が来館する実績となった。加えて、地域金融機関との関係構築（計 24 行との覚書の締結）や、震災復興に係る熊本県への国際協力推進員の配置、沖縄県の進行に向けた審議会への参画など、各拠点の特性を踏まえた地域活性化への貢献に向けた取組を評価する。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

国内外ともに、業務の拡大及び働き方改革等の状況の変化に対応可能な、効率的な組織の最適化に向けた検討を継続することが期待される。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・組織運営上の機動性向上のために、安全管理体制、大学連携、国内拠点の結節点機能強化、有識者会議をふまえた具体的な取組を進めた点は評価される。ダッカ・テロ襲撃事件が起こったのは 2016 年度であるが、その後の取組をふまえ、評価は「A」でよいと考える。一方、今後の検討事項として、4 点指摘する。

- ① 国内拠点の利用者数が唯一の定量指標となっているが、これだけで十分かどうか。定性的な指標を含めて検討すべきではないか。
- ② JICA 職員が現場で政策レベルやプログラム全体をみていくためには、また南スーダンのように日本人関係者の行動が制約をうける状況において、事業継続における現地職員の役割は益々重要になっている。現地職員の一層の活用を図るために、特に有能な人材においては昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討することも進めてほしい。
- ③ 専門性の高い JICA 職員を政策コーディネーターや「強化プログラム」リーダーとして配置（及び育成）するなど、人事の観点からも検討しては如何。
- ④ 中小企業の海外展開支援において、現地事務所に（日本語を話し日本の企業文化を理解する）知日人材をアドバイザーとして配置するなど、現地機能の強化についても検討すべきである。

表 22-1 国内拠点の事業実績

		単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計
研修員受入	研修員数合計 (a+b+c+d+e+f)	人	505	400	806	4,459	691	653	1,696	487	1,015	418	405	173	365	32	65	-	12,170
	国別研修 (a)	人	98	95	269	2,460	177	272	716	158	339	49	89	23	113	-	-	-	4,858
	課題別研修 (b)	人	256	219	460	1,318	339	214	763	178	453	280	158	49	120	-	-	-	4,807
	長期研修 (c)	人	24	5	34	195	24	41	92	31	77	22	31	2	24	-	-	-	602
	青年研修 (d)	人	101	75	30	0	20	44	0	89	99	62	117	91	98	32	65	-	923
	有償勘定研修 (e) *1	人	15	2	13	486	42	82	120	26	38	2	4	2	9	-	-	-	841
	日系研修 (f) *2	人	11	4	0	0	89	0	5	5	9	3	6	6	1	-	-	-	139
	研修員入人数	人日	45,427	21,793	84,410	303,958	53,388	57,292	148,174	50,186	106,866	42,421	46,510	8,833	34,472	583	1,166	-	1,005,479
	コース数	コース	76	58	114	564	120	89	216	89	190	55	66	29	43	2	5	-	1,716
国民参加協力	技術協力 草の根	パートナー型	人	4	3	49	4	6	7	3	6	3	1	2	3	0	0	-	94
		支援型	人	2	1	2	8	2	2	0	4	3	2	4	2	1	1	-	36
		地域提案型	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-	1
		地域経済活性化特別枠 (補正予算)	人	6	5	4	18	9	7	15	8	16	3	14	5	9	2	6	127
	市民参加型 協力支援	出前講座	人	71	25	73	693	94	112	189	213	303	59	76	110	86	27	0	2,131
		国際協力実体験プログラム	人	3	13	0	0	1	2	1	2	2	1	1	1	1	4	0	32
		開発教育指導者研修	人	267	10	89	5,236	159	891	621	560	51	1,029	25	2	1,044	51	0	10,035
		教師海外研修	人日	6	2	8	18	10	17	9	8	8	5	10	7	0	8	2	138
	ボランティア ティア	在外スタディツアー*3	コース	9	0	0	104	17	25	25	13	23	4	0	6	8	0	0	234
		ボランティア派遣前訓練・研修	人	-	-	-	85	91	-	-	-	-	-	-	-	584	574	-	1,334
		ボランティア募集説明会参加者数	人	520	161	3,408	804	1,120	1,863	573	860	275	421	321	1,043	141	372	-	11,882
		民間連携ボランティア派遣人数	人	0	0	0	8	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	-	17
		自治体連携ボランティア派遣人数	人	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	-	6
		大学連携ボランティア派遣員数	人	6	11	6	39	14	0	14	2	50	0	0	0	0	0	-	142
		NGO、企業団体、大学、自治体等との共催・後援イベント	件	19	4	0	59	10	88	0	23	24	6	29	2	14	9	0	287
		大学との包括連携協定・連携覚書締結数 *6	件	1	1	2	8	2	4	3	2	3	1	1	1	5	0	0	34
		自治体との連携協定・覚書締結数 *7	件	0	0	0	1	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	-	8
		民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会等への参加者 *8	人	616	50	239	466	1,674	3,074	2,620	580	778	599	130	192	655	0	1	11,674
		民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会への参加団体・企業数	法人	443	36	128	286	1,298	2,102		382	514	300	95	129	655	0	74	6,442
		中小企業海外展開支援基礎調査 *9	件	2	2	0	10	1	0	5	2	0	1	0	0	0	143	-	168
		中小企業海外展開支援案件化調査(採択数) *9	件	2	0	1	15	6	5	13	7	10	3	6	2	1	0	0	71
		中小企業海外展開支援普及・実証事業(採択数) *9	件	0	0	1	11	2	4	7	2	4	0	3	2	5	0	1	42

*1 有償勘定研修は、国別(有償)、課題別(有償)、円借附帯(研修)、長期(有償)、有償技術研修の受入形態の人数合計。予算上は有償資金協力関係費。

*2 日系研修は予算上は国民参加協力事業。

*3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

*4 北海道地域は札幌、帯広両機関で合同で全域に対応。

*5 東京都内の企業は本部(青年海外協力隊事務局)が所管しているが、便宜上JICA東京に記載している。

*6 大学の所在地を所管する国内機関の欄に計上。

*7 累計を記載。

*8 各拠点の所管地域で実施したセミナー等への参加者数

*9 東京都については本部にて対応。

表 22-2 国内拠点の経費実績（事業）

	単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計
研修員受入事業に係る経費	千円	1,091,497	604,232	1,857,079	4,199,609	884,438	706,890	2,394,620	755,649	1,764,734	1,226,595	431,035	188,981	290,291	10,954	37,140		16,443,744
国民参加協力事業に係る経費	千円	245,931	84,911	169,145	915,380	216,276	271,686	356,779	160,928	364,767	128,458	268,293	101,211	169,521	42,249	111,898		3,607,433

表 22-3 国内拠点の組織全般に関する情報

	単位	札幌	帯広	筑波	東京	横浜	中部	関西	中国	九州	沖縄	東北	北陸	四国	二本松	駒ヶ根	地球 ひろば	合計
国内機関・施設の運営に係る経費②=(i)+(j)	千円	327,998	201,075	678,582	1,231,201	449,284	301,020	539,891	233,522	443,123	454,478	139,333	73,068	105,901	141,206	82,195		5,401,877
人件費(j)*1	千円	139,349	73,507	180,806	684,777	196,226	142,894	330,015	158,375	192,661	138,875	64,109	52,889	55,578	35,857	36,753		2,482,671
職員数	人	15	9	22	74	33	16	38	15	23	16	7	6	6	4	4		288
2016年度入館率*2	%	56	64	65	64	80	56	64	60	48	49							61
2016年度一泊当たりの滞在コスト	円	5,976	7,073	5,138	4,305	4,416	6,545	5,691	3,218	5,172	7,936							
2016年度利用者数*3	人	28,735	25,268	16,808	37,233	329,188	100,897	98,571	29,960	19,484	42,404	1,036	247	262	6,580	4,464	174,566	915,703
2015年度利用者数*3	人	31,575	25,621	14,313	40,290	281,967	104,771	101,356	23,507	23,808	39,525	454	232	297	5,376	4,882	161,636	859,610

*1 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を各機関人数で割り戻して算出。

*2 入館率はGW、年末年始を除く。

*3 地球ひろば（市ヶ谷）は本部の一部だが、データの継続性の観点から記載。（2006年に広尾センター/地球ひろばが開設し2011年度の改修。2012年9月に閉鎖し、同機能は市ヶ谷ビルへ移転。）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 23	契約の競争性・透明性の拡大
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 (イ) 契約の競争性・透明性の拡大 機構は、契約取引については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。
中期計画 （一段落目は中期目標と同内容のため省略） 具体的には、 ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 (イ) 契約の競争性・透明性の拡大 ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。 ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。 ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については同程度の対象件数を維持する。 ⑤ 不正行為等に関する情報に対して適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」等の周知、機構内の研修の実施に取り組む。また、相手国政府への一層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。
主な評価指標 なし

3-2. 業務実績

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に従い、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため調達等合理化

計画を策定・公表している。同計画に基づき、以下の各種の取組を行った。

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 29.9%（2013 年度 28.8%，2014 年度 27.6%，2015 年度 29.4%），金額ベースで 56.4%（2013 年度 37.9%，2014 年度 42.4%，2015 年度 44.6%）となった。
- 契約件数の 3 割，契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約の一者応札・応募の割合は、件数ベースで 35.6%（2013 年度 30.4%，2014 年度 29.4%，2015 年度 34.5%），金額ベースで 72.5%であった（2013 年度 50.8%，2014 年度 50.6%，2015 年度 54.7%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し，2 回連続で一者応札・応募になった契約 16 件の点検及び 2015 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約 10 件の抽出点検を行い，おおむね妥当とされた（2015 年度各 17 件，10 件）。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約の競争性向上の取組

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010 年 12 月 7 日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ，外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。

(1) 応募者拡大のための取組

- コンサルタント等契約に係る「補強」の制限緩和：個人コンサルタントの参加勧奨によって競争性を向上させるため，業務実施契約（単独型）の業務従事者に関し，競争参加企業等が個人コンサルタントを補強団員として提案することを可能とした（4 月）。また，コンサルタント等契約に係る補強の上限についても条件を緩和し，より多くの企業等の競争への参加を可能とした。
- ガイドラインの周知：コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」の周知と理解促進のため，2016 年度も機構内外向けに説明会を計 21 回（累計 928 名参加）開催した。
- 調達予定案件情報の公表：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため，従来任意で公表していた調達予定案件情報の全案件公表を継続している。
- 公示時期の平準化：一者応札・応募の主要因の一つである特定時期の契約発注の集中を緩和するため，公示時期の平準化や発注時期の調整等を継続的にを行い，競争性の確保に努めた。
- 市場との対話の促進：一者応札・応募の低減のため，開発課題ごとにコンサルタント業界との意見交換会を開催した。また，案件の公示時期・内容の予測性の向上を図るため，前述の調達予定案件情報の事前公表のほか，公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を継続的に推進している。業務指示書の配布を受けたものの技術提案書の提出に至らなかった場合に，その理由を把握して今後の改善に資するため，「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し，さらに一者応募となった案件については，辞退者から理由書を得るとともに，必要に応じヒアリングを行い，公示時期や業務指示書の内容見直し等に継続活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- **新実績評価制度の適用**：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、評価項目を大幅に見直し、受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明の仕組みを盛り込んだ新制度を 2014 年度から継続適用している。その結果、評価結果にメリハリがつき、評価結果の実質的なフィードバックとこれを通じた今後の従事業務での更なる改善等につなげている。
- **総合評価落札方式の導入**：競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除き、総合評価落札方式により 31 件を調達した。

2. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- **国内拠点の建物管理契約**：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、2014 年度に現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入の受注者裁量を拡大）等の改善を行った。今年度は対象入札該当 1 拠点の案件に複数者の競争参加資格申請があり、2 者以上の技術提案書がそれぞれ提出された。（No. 25-4 参照）
- **公告予定案件情報の事前公表**：応札候補企業による公告予定時期の予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を継続した。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- **実績**：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 21.2%（2013 年度 17.8%，2014 年度 18.1%，2015 年度 18.9%），金額ベースで 8.6%（2013 年度 17.1%，2014 年度 7.7%，2015 年度 8.0%）となり，例年同様の水準の競争性を維持した。
- **契約監視委員会の点検結果**：契約監視委員会において競争性のない随意契約 10 件（2015 年度 10 件）を抽出点検し，機構による競争性のない随意契約の判断は，おおむね妥当とされた。
- **ガイドラインの運用**：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき，一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については，調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。
- **海外拠点の調達実施体制の適正化**：（指標 25-3 参照）

指標 23-4 不正行為等への対応

- **外部審査制度の強化**：コンサルタント等契約の選定過程の透明性を向上させるため 2012 年度に導入した外部審査制度について，外部審査委員を 9 名委嘱し，69 件を審議した（2013 年度 44 件，2014 年度 75 件，2015 年 75 件）。審査の結果，機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- **関連公益法人との競争性のない随意契約実績**：「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果，関連公益法人との競争性のない随意契約は，6 件であった。2016 年度の契約実績に基づき，2017 年 5 月に関連公益法人として認定し 22 法人について，契約における一者応札・応募の実績は 70 件，39.6 億円で，関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 64.2%，金額ベースで 82.7%であった（2015 年度 78 件，19.7 億円。60.0%，43.9%）。関連公益法人との契約における競争入札の実績は，9 件，7.0 億円で，関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 5.1%，金額ベースで 11.7%であった（2014 年度 24 件，26.6 億円，11.7%，45.3%）。

- **契約情報等の公表**：関連公益法人との契約も含め、財務大臣通知「公共調達適正化について」（2006年8月25日付財計第2017号）に基づき契約情報を公表している。また、関連公益法人のうち、機構の役員経験者が再就職している、又は機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が3分の1以上の法人を一定の関係を有する法人とし、契約ごとに機構OBの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

1. 不正行為への対応

研究プロジェクトの委託契約、有償資金協力の事業実施及び入札過程、有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し不正行為等が発覚した4件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った（2015年度2件）。

2. 不正腐敗防止への取組状況

2008年度以降ODA事業の不正への再発防止策を講じているが、2014年3月のODA事業受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、2014年度より再発防止策を更に強化している。2016年度は以下の取組を行った。

- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、通報者に対応結果を回答し適切に対応するとともに、外務省の不正腐敗情報相談窓口とも関連案件の情報を共有し、共同で対処している。
- **「JICA不正腐敗防止ガイド」等の周知**：「JICA不正腐敗防止ガイド」に加え、ODA事業関係者が日頃よりコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための名刺大の携行カード「Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）」を外務省・機構連名で作成し、相手国政府、企業関係者に配布している。また、同ポリシーガイドの紹介や不正腐敗防止に係る取組を説明するODA関係企業向け説明会を外務省と共催し、61社86名の参加を得た。
- **相手国政府への一層の働きかけ**：「JICA不正腐敗防止ガイド」（英語・仏語・西語）及び「不正腐敗防止ポリシーガイド」（英語・仏語・西語・露語・アラビア語・インドネシア語・ベトナム語）を相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し配布し、不正腐敗防止の徹底を働きかけた。
- **相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援**：研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を行っている。具体的には、インドネシア「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」やベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」等、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を実施した（No. 2-1参照）。また、ミャンマー、インド、仏語圏アフリカ、中南米・カリブ地域諸国等計24か国の相手国関係者に対して契約約款等に係るセミナーを実施して不正腐敗防止への取組を周知徹底するなどにより、不正腐敗防止を支援した。
- **機構内における研修**：不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計12回実施するとともに、全部署を対象に不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るWBT（Web-Based Training）を実施し、2,337人が受講した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング及び契約の監視及び情報公開を期待したい。

<対応>

アクションプランの該当期間最終年度にあたり、これまでのモニタリングを継続しつつ、応募・選定・契約・実施・精算の各ステージでの監視及び情報公開を継続した。精算の簡素化及び若手育成加点についても不断の現状分析、改善検討を継続していく。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 一者応札・応募の削減に向けた取組、競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

契約の適正性確保の観点から引き続き一者応札・応募の削減に取り組み、一者応札・応募の割合は件数ベースで29.9%、競争性のない随意契約の割合は件数ベースで21.2%となり、例年水準となった。また、契約監視委員会を4回開催し、計26件の契約を点検し、おおむね妥当との見解を得た。

2. 「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施

新たにコンサルタント契約等における補強の要件を緩和し、案件への応札を勧奨し、競争率の向上を図った。また、公示時期の平準化、若手の参入促進、コンサルタント業界との対話の促進等の取組を引き続き実施した。

3. 契約の透明性向上に向けた取組

前年度と同水準である69件の審査を行い、コンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとの意見を得た。また、契約情報等を適切にウェブサイト等で公表した。

4. 不正行為等への対応

不正行為に対する情報に適切に対応するとともに、不正腐敗の防止に向けウェブを含めた研修を実施し、2,337人の職員がこれを受講するとともに、携行可能な不正腐敗ポリシーガイドを配布し、相手国政府にも働きかけることで不正腐敗防止に取り組んだ。さらに、技術協力プロジェクトやセミナーを通じて不正腐敗への取組を周知徹底した。

<課題と対応>

契約の適正性確保、競争性・公正性向上について引き続き着実に点検、モニタリングを継続しつつ、外国籍人材の活用、消費税などのテーマについても分析、調整し、適正な運用に向け整理する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一者応札・応募の削減に向けた取組、競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組については、件数ベースで例年と同水準となっているほか、契約監視委員会からもおおむね妥当との判断を得ていることから、特段の問題はないと判断される。

「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、当該アクションプランに基づいた取組を引き続き実施したことに加え、コンサルタント契約等における補強の要件緩和に取り組んでおり、特段の問題はないと判断される。

契約の透明性向上に向けた取組については、外部審査制度に基づく審査において、概ね適切に実施されているとの意見をj得ているほか、契約情報等の公表に引き続き実施しており、特段の問題はないと判断される。

不正行為等への対応については、措置規程に基づき契約競争資格停止の措置（4 件）をとるとともに、研修の実施や不正腐敗ポリシーガイドの配布等により、不正腐敗への取組を周知徹底していると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 24	ガバナンスの強化と透明性向上
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 (ロ) ガバナンスの強化と透明性向上 機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。 (i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。 (ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。 (iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。 (iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。 (v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。 中期計画（中期目標と同内容につき省略） 年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 (ロ) ガバナンスの強化と透明性向上 ① 2015 年度に改訂された業務方法書における内部統制の枠組みに基づき、確実な運用を行う。また、運用状況の定期的なモニタリングを行い、その結果を内部統制に関する理事会で報告及び審議する（年 2 回程度）。リスクの評価と対応については、定期的なコンプライアンスや事故の再発防止に係る組織内の啓発、リスクの見直し・対応を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理委員会等においてその結果を報告する。 ② 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。 ③ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、内部統制の充実及び強化に貢献する。 ④ 監事による指摘事項を速やかに機構内全体に周知するとともに、担当部署での改善状況を定期的にフォローすることで、監事監査に適切に対応する。 ⑤ 情報セキュリティ管理に関し、政府統一基準との整合及び情報セキュリティ監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置及び緊急対応時の体制強化を図る。 ⑥ 年度計画に基づき実施された各事項の業績の自己評価を行い、主務大臣による評価結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。 ⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。 主な評価指標 なし

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制態勢の強化

- **内部統制の実施及びモニタリング**：2015 年 4 月に改定した業務方法書を基に内部統制を推進した。内部統制の推進状況は、関連規程やマニュアルの整備状況、関連内部委員会の開催状況、その他内部統制に関する事項の実施状況を内部統制推進部門が各部門へのヒアリングを通じて確認し、これを内部統制担当理事及び理事会に報告した（4 月及び 11 月）。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- **独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を受けた内部規程、執務参考資料の制定・改定、内部統制推進体制の整備**：前項参照。
- **マイナンバー導入への対応**：マイナンバーの取扱いに関する執務要領を運用実態に合わせて改定し、安全性を強化した。マイナンバーに係る職員向けポータルサイトを公開し（9 月）、職員研修（一般職員、事務取扱担当者）を WBT（Web-Based Training）で実施した（11 月、12 月）。
- **コンプライアンスマニュアルの改訂内容の周知**：全職員を対象にマニュアルの内容に基づく WBT を実施した（受講 2,337 人）。外国語版（英語・仏語・西語）を作成し、全在外拠点に配布した。
- **研修の実施**：階層別研修（新人研修、業務職研修等）、赴任前研修（職員、企画調査員、専門家、ボランティア）においてコンプライアンスに係る講義を計 53 回実施した。

(2) リスクの評価と対応

- **コンプライアンス及びリスク管理委員会**：各部署におけるリスク評価及び対応状況並びにリスク対応後もリスク規模が大きいと考えられる「リスクの種類」を組織全体として整理し、同委員会に報告した（7 月）。また、第 4 期中期目標期間のリスク管理への適用を念頭に、機構の主要リスクの見直しの方向性を報告した（2017 年 1 月）。なお、各部署では各部署で対応すべきリスクを特定、評価したうえで、年間業務計画に従ってリスク管理とモニタリングを継続している。また、2016 年度にはリスク評価と対応状況を内部監査で取り上げ、確認した。（No. 24-3 参照）
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：
 - **定期リスク管理報告**：ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期毎に実施した。
 - **有償資金協力勘定の資産・負債管理**：将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期毎に行った。
 - **ヘッジ方針**：金利リスクに関する当年度のヘッジ方針を策定した。
- **安全リスクへの対応**：（No. 20-1, 20-2 参照）

(3) 統制活動

- **中期計画等のモニタリングと業務実績等報告書の作成**：（No. 24-6 参照）
- **コンプライアンス違反等の事案発生時における対応**：事故等が発生した場合は、コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程に基づき報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。コンプライアンス及びリスク管理委員会に主要な事故や件数を報告した（不正事案に対する措置及び再発防止策は No. 23-5 参照）。また、2015 年度に発生した事故等をレビューし、同結果と頻発する事務過誤の再発防止策を紹介するセミナーを本部・国内機関・在外拠点の出席者 60 名以上を対象に実施した。

(4) 情報と伝達

- **指示や情報が伝達される仕組み**：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、

職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、電子掲示板や公電等を活用している。

- **法人文書管理**：法人文書管理規程，法人文書管理細則，法人文書管理マニュアル等を整備・運用し，法人文書を適切かつ効率的に作成，保存している。
- **内部通報**：内部通報受付管理者を置き，内部通報専用メールアドレス，専用ポスト，郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（和英）を整備し，電子掲示板への掲載，機構内の研修や赴任前研修，各種配布物への掲載，機構の契約先への配布等を通じて，機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また，通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **外部通報**：公益通報者保護法の趣旨に基づき，機構の業務運営に関する違法行為等の早期発見や是正及び業務運営の公平性の確保を目的として外部通報窓口を設置して受け付けている。通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：No. 23-5 参照。

(5) **モニタリング**（内部統制は No. 24-1，会計監査人による監査は No. 24-2，内部監査は No. 24-3，監事監査は指標 No. 24-4 参照）

(6) **ICT への対応**：No. 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2015 年度の財務諸表は，会計監査人による監査を経て適正意見が出された後，有償資金協力勘定は財務大臣に届出を行い（6 月），一般勘定は外務大臣からの承認を受けた（7 月）。
- 2016 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については，会計監査人による監査後，適正意見が提出され，財務大臣へ届け出た（11 月）。
- その他の監査実績：本部に対して 9 月と 2017 年 3 月に期中監査，国内及び海外拠点に対しては 9 月から 2017 年 2 月の間に国内拠点（北陸支部，東北支部）及び海外拠点（アルゼンチン，コスタリカ，ミャンマー，ベトナム，エチオピア，ケニア）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項は関連部署と対応策の検討・実施を適切に進めている。

指標 24-3 内部監査の実績

内部監査基本計画に則り，内部監査に関する国際的指針に従って以下のとおり内部監査を実施するとともに，監査結果のフォローアップを実施した。

- **有償資金協力業務監査**：有償資金協力業務について，信用リスクの管理にかかる信用格付業務，資産自己査定業務，償却・引当業務に関して監査した。
- **情報システム監査**：主要な業務システムのリスクアセスメントを実施し，第 4 期中期目標期間の監査計画を作成した。
- **情報セキュリティ監査**：2015 年度に実施した情報セキュリティ監査の結果等を踏まえ，指摘事項に係るフォローアップの状況について監査した。
- **特定個人情報管理監査**：保有個人情報（特にマイナンバー）の取扱いに係るルール の 制定状況及び個々の機関におけるルールの運用状況について監査を実施した。
- **法人文書管理監査**：2015 年度に改正された法人文書管理規程の施行を踏まえ，変更事項等の実施状況について監査した。

- **国内拠点監査**：全ての国内拠点及び本部関係部署を対象に、国内拠点の内部統制・コンプライアンス機能及び本部の支援・協働態勢について監査した。
- **在外拠点監査**：監査実績等を踏まえて選定した拠点（ブルキナファソ、ニジェール、イラク、パレスチナ、アフガニスタン、インド）を対象に、内部統制の有効性、事務所・支所機能の運営態勢等について監査した。
- **テーマ別監査**：
 - **通則法改正に伴う内部統制の整備にかかる対応状況監査**：2015年度の独立行政法人通則法の改正に伴い業務方法書に記載した内部統制の整備に関し、関連規程の整備状況及び規程に基づいた業務運営状況、特にリスク評価と対応に関する事項及び内部統制の推進に関する事項を監査した。
 - **内部統制機能監査**：組織全体のリスクに係る個々の統制に関して、重要なリスクに係る統制の有効性について監査した。
 - **大型円借款案件審査態勢監査のフォローアップ監査**：大型円借款案件の審査態勢に関して、2014年度に実施した監査の結果を踏まえ、役員、理事会に対する効果的な情報伝達及び牽制体制の有効性について監査した。
 - **有償資金協力業務新手法導入審査態勢監査**：有償資金協力勘定リスク管理委員会等において新手法の導入に関して統合的リスク管理の観点から適切に審査が行われていたかについて監査した。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- 2015年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告した（4月）。また、監査指摘事項への各部署の対応状況を理事会に報告し（12月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングした。
- 2015年度に実施した外部専門家（日本内部監査協会）による内部監査の外部評価の提言を踏まえ、国際的指針に沿った内部監査業務の標準化、内部監査の中期計画策定等の方策を講じ、監査態勢を強化・高度化した。
- **監事監査への対応状況**：「平成27事業年度国際協力機構監事監査報告」が監事から理事長に提出された後、速やかに理事会に報告するとともに機構内で周知した。また、監事から示された留意事項も理事会に報告するとともに、対応状況を取りまとめ、後日理事会に対して報告した。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- **情報セキュリティ・個人情報保護のPDCAサイクル**：各部門の自己点検及び電磁的記憶媒体の棚卸しを全部署にて実施した。また、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を2回開催した。
- **規程類の改定**：情報セキュリティ管理規程・同細則を「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に整合させるべく改定した。
- **システム面の情報セキュリティ対策**：2015年度の情報セキュリティ事案を契機として構築したセキュリティ監視強化体制・施策を更に強化して実施した。
- **情報セキュリティに関する啓発・教育**：情報セキュリティ・個人情報保護研修をWBTで実施した。また、標的型攻撃メール対応訓練を3回実施するとともに、標的型攻撃メールのターゲットとなりやすい時期には不審メールに対して注意喚起した。在外拠点に対し、ウイルス対策や外部記憶装置の取扱い方法に関するセミナーを実施し、情報セキュリティにかかる英文マニュアルを作成した。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- **中期計画等の達成に向けた取組**：年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項を定めて部署別の年間業務計画に反映し、各部署の業務運営と年度計画を連動させている。2015 年度実績及び第 3 期中期目標期間の達成見込みに関して、担当部署のモニタリング、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえ、自己評価を含む業務実績等報告書を主務大臣に提出し公表した。
- **業績評価結果の周知と活用**：本部、国内、海外の全部署・拠点を対象に「業績評価セミナー」を計 5 回開催し（2015 年度 6 回）、主務大臣による業務実績評価結果、指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した（各項目の指摘に対する対応状況は各項目別評定調書の「指摘事項への対応」参照）。本部、国内 12 拠点、海外 40 拠点から合計 251 名（2015 年度 294 名）が参加し、事後アンケートでは回答者の 98%が「大変わかりやすかった」、「分かりやすかった」と回答した。また、セミナーの様子は参加できなかった拠点にも映像で配信した。なお、主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直しは第 4 期中期計画及び 2017 年度計画に適切に反映した。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」に寄せられたご意見、ご提案と対応を取りまとめてホームページ上で公表した。また、関係者のカテゴリーに応じて本制度の周知を行う担当部署を明確化する改善を行い、全体部長会及び業務公電により同制度の機構関係者への周知を促した。2016 年度は関係者から 4 件の意見・提案を受け、関係部署と協力して個別に対応した。

（会計検査指摘事項への対応）

平成 26 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 2 件）に関し、協力準備調査での需要予測の調査や機材の検討・設計への反映、相手国実施機関による機材の設置や撤去する際の現地調査や実施機関からの報告等を通じた確認などの会計検査院から要求された処置について機構内で周知し、平成 27 年度の会計検査院決算検査報告において処置済み事項となった。

平成 27 年度決算検査では、フォローアップ協力の実施に当たり契約等の手続きの各段階における確認が不十分であったことに対し、1 件が不当事項であると指摘されたため、今後このような指摘を受けることのないよう、在外拠点への周知徹底を図るとともに、調達セミナーによる指導も実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

3-3. 指摘事項への対応

< 指摘事項 >

「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」は 2015 年度の活用事例は 1 件のみであり、より一層の活用に向けた周知活動が望まれる。

< 対応 >

関係各部署における制度の周知強化策を取りまとめ、全部署、全拠点に関係者への制度再周知を依頼した。これまで対象とされていなかった資金協力事業の関係者も新規対象者として含め、機構ウェブサイト上の受付制度のページに過去の実績と投稿先メールアドレスを掲載した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：B

根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。具体的には、組織が目標に向けた成果を達成するため、以下の取組を通じ、適正かつ公正な業務運営の着実な実施に継続的に努めた。特に各部署では、年度計画に即した業務運営や、内部監査の機会も得つつ、リスク管理やモニタリングに自主的に取り組んでいる。

1. 内部統制機能の強化に向けた取組

2015年4月に改正した業務方法書を基に、法人内部のガバナンスを強化するために内部統制を推進した。マイナンバー導入に係る機構内の情報共有や研修を実施し、改訂したコンプライアンスマニュアルの研修や周知を行った。また、リスクの評価と対応について、研修や関連委員会を継続的に実施・開催するとともに、各部署で業務に関わるリスク管理とモニタリングを継続し、適切に対応している。また、各部署におけるリスク管理とモニタリングの結果、各部署でのリスク対応後もリスク規模が大きい「リスクの種類」を組織全体として整理し、着実に業務を運営している。

2. 会計監査人による監査、内部監査、監事監査

各監査に対して適時適切に対応した。特に、内部監査では、リスク評価と対応状況を中心に内部統制の整備状況を監査した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に合わせた規程や細則の改訂を行ったほか、海外拠点の情報セキュリティ強化のため、英文マニュアルの作成等に取り組んだ。

4. 各年度の業績モニタリングの実施

主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直し結果を第4期中期計画及び2017年度計画に適切に反映した。また、年度計画等を部署ごとの年間業務計画に反映し、これをモニタリングすることで各部署における着実な業務運営を図っている。

5. 業務改善提案制度

業務改善提案制度に4件の意見・提案を受け、寄せられた意見・提案と対応をウェブサイト上で公表した。

6. 会計検査指摘事項への対応

平成26年度決算検査報告指摘事項については、必要な対応を行い、処置済み事項となった。

平成27年度決算検査報告の不当事項に対しては、在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

< 課題と対応 >

情報セキュリティ対策について、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた規程等を確実に運用するとともに、情報セキュリティに係る組織的対応能力の向上に取り組む。また、情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を策定する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

< 評価に至った理由 >

内部統制機能の強化に向けた取組については、2015年4月改正の業務報告書に基づき内部統制機能の強化に引き続き取り組んだほか、マイナンバーの導入や、コンプライアンスマニュアルに係る機構

内の研修や周知を適切に行ったと評価される。

会計監査人による監査及び内部監査も適切に行われており、その指摘への対応も行っていると評価される。

情報セキュリティ対策の推進については、政府方針に対応して適切に実施していると評価される。

各年度の業績モニタリングの実施については、業績評価結果が「業績評価セミナー」の実施を通じて機構内で適切に周知されており、第4期中期計画及び2017年度計画の策定に際して、評価結果を適切に反映していると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

機構及び事業が抱えるリスクについて、リスク管理委員会等を通じて十分な分析を行い、経営層が正確に把握したうえで、適切な対応について判断がなされるよう、引き続きリスク管理の徹底に取り組むことが期待される。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 25	事務の合理化・適正化
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 機構は, 実施する業務の特性を踏まえ, 質の確保に留意しつつ, 以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。 (ハ) 事務の合理化・適正化 実施する業務の特性を踏まえ, 効率的な業務運営の環境を確保するとともに, 事業が合理的, 適正になされるよう, 事務処理の改善を図る。
中期計画 (ハ) 事務の合理化・適正化 (一段落目は中期目標と同内容のため省略) 具体的には, ● 契約事務を見直し, 契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化, 機材調達事務の効率化, 契約情報管理の効率化, 在外事務所の調達実施体制の適正化等, 事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣, 研修員受入, ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。
年度計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施 (ハ) 事務の合理化・適正化 ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し, 実施状況をモニタリングし, 必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において, 2015 年度に考え方を整理した精算の簡素化, 合理化の方向性に従って, 調達手続きを着実に実施する。また, 一括発注が可能な役務及び物品の調達について, 本部における一括調達を継続する。 ③ 民間連携事業(草の根技術協力事業含む)の調達手続きを整理する。 ④ 輸出管理の体制整備を含め, 機材調達事務の合理化を継続する。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて, 本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また, 海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに, 短期在外調達支援要員を計画的に派遣し, 一層の現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 扶養親族の旅行, 呼び寄せ, 早期帰国等手続きに関しての簡素化, 合理化を図る。また, 契約書付属書の改正を行い, 専門家との契約締結手続きの効率化, 合理化を図る。さらに, 「お知らせ」や説明会の開催を通じ, 新たに配置された担当者に対しチケット手配業務に係る外部委託制度の周知を図る。 ⑦ 研修事業全体の実施・運営体制の強化に継続して取り組む。特に, 研修員受入手続きについては, 次期研修員システムの要件定義と並行して, 手続き効率化に向けた制度の見直しを行う。 ⑧ 青年海外協力隊事務局の体制変更に伴い, ボランティア派遣手続業務全般について, 新フローの定着を図る。また, ボランティア事業に係る業務主管システムの最適化のため, 派遣手続業務フローの見直しを行う。 ⑨ 2015 年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。
主な評価指標 なし

3-2. 業務実績

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- **契約の合理化**：「契約管理ガイドライン」の適用により、発注者、受注者の責任・権限が明確化するとともに、受注者裁量が拡大し、より柔軟な業務従事者の配置が可能となった。
- **精算手続きの簡素化，合理化**：契約金額の部分払に係る手続きを簡素化して精算制度等を見直し、理解促進と定着のため、説明会を開催した。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **精算手続きの合理化**：調達部内に「発注支援デスク」及び「支払支援デスク」を設置し、調達部が予算執行部門となる一般契約の精算事務を集約する体制を確立した。また、上記体制整備を受けて業務管理体制見直しを含め、個別契約内容の改善を継続した。さらに 20 在外拠点の公用車（防弾車）の調達、国内拠点の電力調達等で一括調達を行い、合理化を促進した。
- **マニュアル類の整備**：契約事務を適正かつ効率的に実施するため、「一般契約業務マニュアル」（8 月）、「JICA 海外向け資機材調達の手引き（高額機材）」（2 月）を改訂した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 草の根技術協力の Q&A サービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施するとともに（合計 213 件）、これまで各国内拠点で実施していた契約事務のうち 19 件の新規案件の契約手続きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2017 年度以降小規模国内拠点の契約事務を調達部に移管することを決定した。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- 輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者 2 名を配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務を委託し、管理体制を強化した。

指標 25-3 在外事務所の調達実施態勢の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援班による適正な現地調達を支援した（1,060 件。2015 年 348 件，2014 年度計 186 件）。また，33 拠点に対して直接派遣し，業務支援を行った（2015 年度 32 拠点）。さらに，アフリカ地域（20 拠点）を対象に調達地域別セミナーを実施し，海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。加えて，平成 27 年度決算検査報告の不当事項の指摘に対しては，在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施した。（No. 24「会計検査指摘事項への対応」参照）
- **内規の整備**：海外拠点の調達手続きの適正化のため，これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し，2016 年度には，92 拠点中 78 拠点が改訂後の内規ひな形に基づき内規を制定して適正な調達に努めている。

指標 25-4 専門家等派遣，研修員受入，ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 専門家派遣業務等の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- ・ 扶養親族の旅行，呼び寄せの合理化：扶養親族の異動手続き，子女の一時呼び寄せ実施要領の規定を改定して専門家に支給する手当の統一基準を設定し，手続きの簡素化やミスの防止につなげた。
- ・ 契約書付属書の改訂：専門家と締結する契約書のうち専門家の業務内容等を記した付属書を分かりやすい表現に変更し，専門家からの問い合わせ対応の軽減や手続きの効率化につながった。

(2) 国内出張手続きの合理化

- ・ 国内出張手続きの簡素化と経費削減を目的として，チケット手配業務の外部委託とパック旅行商品の活用を推進している。全体の出張件数（1,285 件：日帰り出張は含まず）に占めるパックの利用率は約 23% となり，約 780 万円相当の効率化を実現した。

2. 研修員受入業務の手続き効率化

- ・ 本部の支援体制の強化：国内事業部内に設置した「研修コンシェルジュ」や「研修事業質問箱」を引き続き運用するとともに，在外拠点及び事業部担当者向けに新たに「コンシェルジュ質問箱」を設置した。これにより類似相談が減り，全体の業務効率化につながった。
- ・ 手続き効率化に向けた制度の見直し：2019 年度より稼働予定の次期研修員システムの導入準備に際し，手続きのプロセスごとに分かれている個別システムの統合・データ連携，不要項目の洗い出し，帳票の統合，フローの簡素化等を検討し，要件定義に反映させた。
- ・ 研修員受入の手引きの全面改訂：国内機関や研修委託先における研修委託契約制度に対する共通理解醸成のため「研修員受入の手引き」を全面改訂し，新たにマニュアル・ガイドラインを整備した。

3. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- ・ 課題別体制の定着：課題別体制の導入に伴い，ボランティアの派遣手続きと派遣中活動等支援を一体的に実施する業務フローに変更し，運用を開始した。派遣中ボランティアの状況に応じたより迅速な対応が可能となった。
- ・ システム更改準備：業務主管システム最適化の方針の下，現行のボランティアシステムと派遣システム（国際協力人材部主管）とを統合し，機構全体の業務効率化・合理化を図るべく，現在のボランティア関連業務フローの棚卸し，専門家等派遣手続きへの調和化の具体的検討を実施し，新システム構築に必要な要件定義を完了させた。

(経理業務の簡素化・集約化に向けた取組)

- ・ 国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し，予算管理の集約化，経理業務の簡素化及びオンラインによる執行管理の実証実験を行った。いずれも一定の成果が見られたことから，2017 年度に向けた実証実験の拡充や本格導入計画の策定を行った。

(情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組)

- ・ 業務主管システムの更改：「業務主管システム全体最適化方針」に沿って，2015 年度に確立した推進体制（プログラム・マネジメント・オフィス）による管理・調整の下，各主要システムの更改を進め，2016 年度は要件定義を実施した。また，共通データベース，共通サーバ基盤の構築についても，各主要システムの進捗と連携させながら，計画通りに進めている。

- **IT 環境整備**：「情報システム刷新計画」に沿って、機構内の IT 環境整備を進めている。2015 年度に引き続き、導入済システム（ノート PC、無線 LAN、リモートアクセスツール、Web 会議システム等）の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約等をさらに進めている。また、現地治安状況から 2015 年度内に完了できなかった拠点の情報通信網の更改を完了した。さらに、次期「コンピュータシステム運用業務」の構築フェーズを開始し、2017 年度の運用開始に向け、新情報共有基盤の構築や、データセンター基盤の切替え（段階的な切替えの一部）を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

＜指摘事項＞

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。

＜対応＞

コンサルタントや業界団体等との対話の継続を通じ、契約制度の随時改定に努めている。また、小規模国内拠点の電力供給調達、草の根技協の契約事務の本部一括化の導入や、在外拠点への公用車の一括調達を行い、機構全体で調達事務の効率化に取り組んだ。

さらに、専門家派遣、研修員受入、ボランティア業務でも業務効率化に向けた不断の取組を行っている。2016 年度は専門家の旅行等に係る手当の一律化や契約書付属書の改訂等により専門家受入業務を軽減した。また、研修員受入業務では手続きをより集約化して効率化につなげている。さらに、ボランティア事業では事務フローの改善等を通じた合理化に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：以下のとおり、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組

1-1. コンサルタント等契約については、これまでに改定した制度・手続きを着実に実施するとともに、説明会等を通じてコンサルタントに共有し、制度の定着を図った。

1-2. 一般契約については、2015 年度に整理した合理化の方向性に沿って着実に実施した。

1-3. 提案型事業については、草の根技術協力事業における契約ひな形や経費処理の合理化を行い、NGO 等にとってより使いやすい制度になるよう努めた。

2. 機材調達事務の効率化

専門家との連絡相談を引き続き行ったほか、職員等の能力強化を促進した。

3. 在外拠点の調達実施体制の適正化

本部の在外調達支援班により 1,060 件の契約支援を行うとともに、33 拠点に対して直接指導を行う等、2015 年度に比べ大幅に支援体制を強化した。92 拠点中 78 拠点の現地調達の内規を制定し、業務の標準化を進めている。

4. 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化専門家派遣については、手当の統一を通じた事務の合理化を行ったほか、契約書付属書を改定し、専門家のわかり易さの向上を図った。パック旅行商品の活用を推進し、利用率は約 23%となった。

4-1. 研修員受入については、国内事業部から在外拠点及び事業部担当者に対する継続支援や各拠点からの質問に対する回答を集約し、事務合理化を図った。次期研修員システムの導入準備を進

めると共に、「研修員受入の手引き」を全面改訂した。

4-2. ボランティア派遣については、派遣手続きと活動支援等を一体的に実施する業務フローに変更し、運用を開始した。また、業務主管システムの最適化に向け、業務フローの棚卸しや専門家等派遣手続きの調和化の検討を行い、必要な要件定義を完了させた。

5. 経理業務の簡素化・集約化

国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し、実証実験を行い一定の成果を得、今後の改善に向けた計画を策定した。

<課題と対応>

引き続き、適切な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する研修や直接支援等を行う。また、2015年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組については、各種マニュアルの整備及び制度改善内容の周知活動を適切に行っていると評価される。

機材調達事務の効率化については、関連法令に適合した手続き実施に向けた取組を継続していると評価される。

在外事務所の調達実施態勢の適正化については、本部の支援態勢を強化し、在外調達支援班による支援件数が昨年度を大きく上回る 1,060 件（2015 年度 348 件）となった。また、内規の整備も適切に実施されていると評価される。

その他関連事務手続きの効率化についても、様々な取組により、一定の金額及び時間の削減効果が出ていると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 26	経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の見直し
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
◎運営費交付金を充当する物件費の効率化	前年度比 1.4%以上		1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%

◎：2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し (イ) 経費の効率化 中期目標期間中，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，専門家，企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し，ボランティアに支給される手当等の適正化，固定的経費等の経費の削減により，毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図る。 (ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。 また，総人件費については，政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際，在外職員に対する在勤手当についても，可能な限り早期に適切に見直す。 (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。 中期計画 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (3) 経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し (イ) 経費の効率化 中期目標期間中，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，専門家，企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し，ボランティアに支給される手当等の適正化，固定的経費等の経費の削減により，毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし，本項の対象としない。 (ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については，機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22 年度実績）），本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。 また，総人件費については，政府における総人件費削減の取組を踏まえ，見直しを図るものとする。その際，在外職員に対する在勤手当についても，国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。 (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については，独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り，適切に対応する。 竹橋合同ビルの区分所有部分については，有効な利活用方策を検討した上で，保有の必要性がなく，売却が合理的であると判断される場合には，処分する。 年度計画

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (3) 経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し (イ) 経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，2015 年度比 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし，本項の対象としない。 (ロ) 給与水準の適正化等 ラスパイレス指数を含む給与水準については，その適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。また，在勤手当を含む総人件費については，政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。 (ハ) 保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引き続き行う。併せて，資産内容の見直し，保有資産の必要性の有無を検討する。なお，職員住宅については，独立行政法人の宿舍の見直しに係る政府の方針に則り，適切に対応する。また，竹橋合同ビル内区分所有部分については，有効な利活用方策を継続的に検討する。 主な評価指標 (定量的指標) 運営費交付金を充当する物件費の効率化：毎事業年度 1.4%以上
--

3－2．業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%以上の効率化

- 施設管理運営業務等の調達の見直し，在外の事務所契約等の見直し，固定的経費の削減等の取組により運営費交付金を充当する物件費の前年度比率 1.4%の効率化を達成した。

指標 26-2 総人件費

- 職務限定制度及び勤務地限定制度を継続運用し給与水準の適正化を図った。また，一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与水準を減額する役職定年制の運用を継続中である。
- 2016 年度の人事院勧告を参考にしつつ給与水準の引き上げを行い，業務の中核を担い，子育て世代でもある中堅職員に比較的手厚く配分するよう俸給表を改定した。
- 質の高いインフラパートナーシップ等への対応に係る 18 人分の人件費予算増が当局に認められた。
- 政府方針も踏まえ，国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。
- 2016 年度の支出実績（給与・報酬部分）は 172.6 億円（2015 年度 168.3 億円）。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- 対国家公務員の指数であるラスパイレス指数は 116.0（年齢・地域・学歴勘案後 100.5：2015 年度はそれぞれ 116.0，100.6）。

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。職員宿舍への対応は指標 29-1 参照。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については，引き続き，有効な利活用方策を継続検討している。

3－3．指摘事項への対応

<指摘事項>

事業に必要な体制の強化を図りつつ，効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。

<対応>

機構の本来事業へのマイナスの影響が生じないよう留意しつつ，効率化目標の達成に向け施設管理運営業務等の調達の見直し，在外の事務所契約等の見直し，固定的経費の削減等を行った。保有資産は引き続きその保有の必要性を不断に見直す。

3－4．年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：以下により，中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

固定的経費の削減等を通じ，運営費交付金を充当する物件費の効率化目標（定量指標）を達成した。給与水準について，人事院勧告や民間企業の動向を参考にしつつ，適正な水準に保っている。保有資産についても，資産情報の公開を継続しつつ，職員住宅の処分等にも適切に対応済みである。

＜課題と対応＞

引き続き，効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

運営費交付金を充当する物件費の目標である前年度比率 1.4%以上の効率化は達成している。

また，人件費の設定も，政府の方針を踏まえて適切に運用されており，保有資産の公表も適切に実施されていると評価される。

以上を踏まえ，中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

事業に必要な態勢の強化を図りつつ，効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 （2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） （1）機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。 なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。 平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。 平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。 平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。 平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。 （2）機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
年度計画 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） ① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。 ② 平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協力に活用する。平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置さ

れたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力に活用する。
③ 運営費交付金債務残高を減少させる。
主な評価指標 (定量的指標) 運営費交付金債務残高の減少

3-2. 業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入は消費税の還付等を除く 4.8 億円（2015 年度実績 4.9 億円，2016 年度計画額 3.2 億円）となった。計画額からの主な増要因は雑収入の増等による。また，寄附金収入は 1,700 万円（同 1,200 万円，1,400 万円）となり，「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業（新規 16 件，継続 11 件），使途特定寄附金事業「ラオスにおけるニコソ・JICA 奨学金制度」に使用した。また，海外開発計画調査事業等の受託事業収入は 3.3 億円（同 5.8 億円，3.4 億円）で，当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 前年度までの予算執行状況や為替レートの影響等を踏まえ，2016 年度予算（有償勘定技術支援費の増額分を含む）を適切に配賦した。予算調整部門による予算見直し結果をヒアリング・査定し，適正な執行管理により運営費交付金債務残高の削減を図った。
- 2016 年度末時点の運営費交付金債務残高は 339.2 億円（2015 年度末 466.4 億円）となっており，その内訳は以下のとおりである（括弧内は 2015 年度末時点の金額）。

運営費交付金の残	105.4 億円	(228.6 億円)
前渡金	227.9 億円	(233.6 億円)
前払費用，長期前払費用等	5.9 億円	(4.2 億円)

運営費交付金の残の発生理由は，治安，相手国側機関の都合等により，当初の計画に変更が生じ，年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 2012 年度の財務諸表（2013 年 6 月公表）から財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善した。また，2015 年度計画の変更以降，セグメント区分に対応した予算を表示している。（2016 年度の決算報告書，貸借対照表，損益計算書は別表 1～3 参照）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた，要因分析，対応策の検討を期待したい。

<対応>

治安，相手国側機関の都合等の現地事情を踏まえた計画の変更に伴う予算見直しを適宜行うとともに，前渡金の適時適切な費用化に取り組み，運営費交付金債務残高の減少に努めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：以下により，中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

自己収入を適正に運用管理した。予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った結果、運営費交付金債務残高は削減した。

＜課題と対応＞

引き続き、事業の質の確保に留意しつつ適正な予算執行管理を行う。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

自己収入の実績や運営費交付金債務残高は、適切に運用管理がなされていると評価される。

セグメント情報等の改善に向けた取組も適切に行われていると評価される。(2017年6月12日に提出された2016年度の決算報告書、貸貸対照表、損益計算書は6月29日付で承認済み)

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた、要因分析、対応策の検討を期待したい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 28	短期借入金の限度額
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。 (2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。
中期計画 4. 短期借入金の限度額 一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。
年度計画 (中期計画と同内容)
主な評価指標 (定量的指標) 短期借入金の金額：限度額以内

3-2. 業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績／指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定、有償資金協力勘定ともに、本年度内の短期借入金の実績はない。

3-3. 指摘事項への対応
<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価
<評定と根拠> 評定：B 根拠：一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入の実績はなく、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 <課題と対応> なし。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入の実績はなく、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

—

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 29	不要財産の処分等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化, 給与水準の適正化等, 保有資産の適正な見直し (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については, 詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに, 資産の利用度のほか, 本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡, 効果的な処分, 経済合理性といった観点に沿って, その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また, 機構の資産の実態把握に基づき, 機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し, 支障のない限り, 国への返納等を行うものとする。
中期計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には, 当該財産の処分に関する計画 区分所有の保有宿舍については, 平成 24 年度に 34 戸, 平成 25 年度に 33 戸, 平成 26 年度に 33 戸を譲渡し, これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし, 譲渡が困難な場合は, 当該不要財産を国庫に納付することがある。 大阪国際センターについては, 平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては, 平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については, 平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合, これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。
年度計画 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には, 当該財産の処分に関する計画 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については, 2016 年度末までに現物納付または譲渡する。
主な評価指標 (定性的指標) 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分状況

3-2. 業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を売却し, 売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 5.1 億円を「独立行政法人通則法」第 46 条の 2 (不要財産に係る国庫納付等) 及び「独立行政法人の組織, 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 7 条 (中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付) の規定に基づき, 2017 年 2 月に国庫納付した。

3-3. 指摘事項への対応
<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価

＜評定と根拠＞

評定：B

根拠：以下により，中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について，計画どおり売却を進め，収入のうち手数料等を控除した金額の国庫納付手続きを完了した。

＜課題と対応＞

なし

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

＜評定に至った理由＞

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について，計画に沿った手続きが進捗したと評価される。

以上を踏まえ，中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

—

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 30	重要な財産の譲渡等の計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標 3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。
中期計画 該当なし
年度計画 該当なし
主な評価指標 (定性的指標) 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

3-2. 業務実績

指標 30-1 重要な財産又は担保に供した実績

2016 年度は該当がなく，年度計画も策定していないため，報告対象外とする。

3-3. 主務大臣による評価
評価：－ ＜評価に至った理由＞ 実績がないため，評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 剰余金が発生した際は，中期計画の達成状況を見つつ，事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。
年度計画（中期計画と同内容）
主な評価指標 （定性的指標）剰余金の使途

3-2. 業務実績

指標 31-1 剰余金の使途

「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はないため，報告対象外とする。

3-3. 主務大臣による評価
評価：－ <評価に至った理由> 実績がないため，評価対象外とする。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 32	施設・設備
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3－1．各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標		
中期目標		
5．その他業務運営に関する重要事項		
(1) 施設・設備		
機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。		
中期計画		
8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備		
業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。		
具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。		
平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画		
(単位：百万円)		
施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,637
		計 4,637
(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。		
年度計画		
7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
(1) 施設・設備		
既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。		
主な評価指標		
(定性的指標) 施設・設備の整備に関する実績		

3-2. 業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

- 2016 年度当初予算の防災力強化事業としてエレベーターの改修工事等（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター、沖縄国際センター）、また老朽化対策としての設備更新工事（北海道国際センター（帯広）、施設改修工事（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所））を実施し、いずれも完了した。

3-3. 指摘事項への対応
<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価
<評定と根拠> 評定：B 根拠：3 拠点（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター及び沖縄国際センター）の防災力強

化のためのエレベーター改修工事等を予定通り完了した。また、老朽化対策としての設備更新（北海道国際センター（帯広））及び施設改修（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）工事もそれぞれ完了した。

以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

＜課題と対応＞

円滑な事業運営に資するため、引き続き長期的な視野に立って業務実施上必要な施設・設備の整備改修等を行う。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

既存の施設の老朽化等に対応する必要性から、適切に施設・設備の整備改修等を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、実施中の工事の適切な実施監理を期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 33	人事に関する計画
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 5. その他業務運営に関する重要事項 (2) 人事 機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。 機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 (一段落目は中期目標と同内容のため省略) 具体的には、 ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。
年度計画 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、的確な人事評価と役割・貢献に応じた処遇の徹底を図る。期限付職員の人事評価結果の処遇への反映範囲を拡大するとともに、賞与等における査定賞与と固定賞与の支給割合の見直しを検討する。 ② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。多様な人材が最大限能力を発揮できるようダイバーシティマネジメントを推進するため、管理職向けの研修を実施するとともに、職階別研修のコンテンツにも取り入れる。 ③ 業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力を強化するため、特定職、期限付職員を含めた職員のキャリア開発や研修等を継続、充実する。中核的人材の強化のため、総合職職員の能力・キャリア開発を後押しするキャリア・コンサルティングの継続に加え、長期研修やエキスパート職群の新規登用の実施を通じた拡充、他機関への出向等の施策を活用する。現地職員の能力向上及び更なる活用のための施策をガイディングプリンシプルに基づき実施する。 ④ 働き方改革を中心としたワーク・ライフバランス、ダイバーシティに係る取組の強化を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、長時間労働の是正、日常業務の一層の効率化を図り、生産性向上、創造的業務の取組を促進する。また、在外勤務や海外出張等の機構の業務の特性と家庭生活の両立に向けた環境を整備するため、関連情報や経験談等の共有の一層の活性化、関連研修の実施等の各種施策を継続・深化・発展させる。
主な評価指標

3-2. 業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を 6 月並びに 12 月の賞与及び 7 月の昇給に反映した。また、勤務成績の評価がより処遇に反映されるよう、賞与における査定賞与の割合を 3 割から 4 割に見直し、12 月賞与より反映した。
- **期限付職員の評価の賞与への反映**：従来、期限付職員の勤務成績の評価は期間満了報奨金にのみ反映される制度であったが、賞与に反映されるよう見直しを行った（6 月賞与より反映）。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、新任管理職及びこれまで未受講の管理職計 37 名を対象に評価制度の理解と評価の目線合わせのための研修を実施した。
- **ウェブ研修**：人事評価制度の職員への理解向上と留意すべき点の周知のため、ウェブ・ベース研修「人事評価について知っておくべき 12 の基本」を新規に複数回実施した（11 月、2017 年 3 月）。
- **職員アンケート調査**：昨年度と同程度の全体の 74%が「JICA は自分にとって働きがいのある組織である」と回答した。この設問に対する満足度は 3.85 であり、ベンチマークである「上場企業（正社員）」（3.27）、「公務員（正規職員）」（3.43）と比較して高い水準となっている。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **特定職制度**：人事制度ハンドブックを改訂し、特定職のキャリアパスをより明確にした。また、特定職から 2 名の管理職の登用と、募集に基づく特定職から総合職への職系転換を 4 名に行い、適材適所の人材活用を進めるとともに意欲の向上を図った。
- **特定職転換**：有為の有期雇用人材を無期雇用に転換し、特定業務に係る知見の蓄積と人材育成を一層推進するため、転換への応募要件を大幅に緩和して 26 名（2015 年度 11 名）を特定職に採用することを決定した。
- **ダイバーシティマネジメント**：管理職登用時研修及び階層別研修に同内容に係る講義を新設。経営職研修、執行職研修でもダイバーシティ調査結果を配布し、経営層へも周知徹底している。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：職員の能力・キャリア開発の後押しを目的としたキャリア・コンサルティングを前年度同様 48 名に実施し、年度計画の目標を達成した（2014 年度比 1.2 倍）。また、キャリア・コンサルティング実施年次を 10 年目から 7 年目に引き下げ、より早い段階でキャリア形成への意識付けを行うとともに、入構 3 年目職員に対するプレ・キャリアコンサルティング（26 件）を実施した。
- **エキスパート職群**：組織の専門性の知見強化を担うエキスパート職群を 7 名新規認定して拡充した。
- **他機関への出向等**：職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学等への職員派遣を継続的に実施している。
- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）を強化する研修「JICA アカデミー」を隔月で開催している。2016 年度からは在外赴任前研修とのカリキュラム上の明示的な差別化を行うとともに、職階別研修でも入構後 3 年目までの職員に対し早期受講を勧奨した。加えて、理事長・副理事長を含めた役員等による講義を計 5 回開催した。

- **専門能力及びマネジメント力の強化**：今後の事業ニーズを踏まえた専門能力強化のため、金融機関等による外部研修に職員 16 名を派遣した。また、管理職登用前の中堅層のマネジメント力を強化すべく人事院公務員研修の枠を増加し、職員 2 名が参加した。さらに、リーダーシップ力強化の新たな機会として、富士通総研経済研究所「実践知研究センター訓練」に基幹職職員を 1 名派遣した。
- **現地職員（NS：National Staff）の育成**：（No. 22-3 参照）

指標 33-4 ワーク・ライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- **Diversity & Inclusion 経営の推進, SMART JICA PROJECT**：2015 年度下半期に実施した Diversity & Inclusion (D&I) 経営推進に係る現状調査の結果をもとに JICA における D&I 経営推進の必要性や基本方針を整理し、機構内に周知した。2015 年度より実施中の働き方改革「SMART JICA PROJECT」を D&I 経営推進のエンジンと位置付け、業務の質の向上、ワーク・ライフバランスの実現、D&I 経営の推進を継続している。各部署の取組事例の共有や勤務実績データの共有促進、実施体制の確立等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、超過勤務の削減、有給休暇の取得を促進した。
- **配偶者同伴休職制度**：ライフステージに応じた多様な働き方の確立のため、配偶者同伴休職制度を設けて運用している（2014 年度以降、配偶者は機構職員以外でも可としている）。2016 年度末時点で前年度比 2 倍の 10 名の職員が同伴休職中である（2014 年度末 3 名、2015 年度末 5 名）。
- **在宅勤務制度**：2014 年度に国内全部署を対象に導入。6 月に家族宅での勤務や前日申請を認める条件緩和や申請様式の簡略化等の利用環境及び運用改善を行い、働き方の選択肢として定着している。
- **女性活躍推進法（4 月）、育児・介護休業法改正（2017 年 1 月）対応**：関連各法の施行・改正に対応。女性活躍推進法について女性管理職比率 15%の早期達成を目標として届出した。育児・介護休業法の改正にあわせ内部規程を改正し、特に介護と仕事の両立に関して、法定を上回る制度（介護休業の取得期間 6 か月や介護休暇の時間単位取得等）を整備した。
- **介護・育児と仕事の両立支援の拡充**：介護における外部サービスとの提携に加え、新たに病児保育、ベビーシッター、家事代行等を行う民間企業との法人契約、内閣府ベビーシッター派遣事業の活用によるベビーシッター利用費用補助を開始。女性管理職比率を向上する一助として、育児とキャリア形成を両立するための支援取組を拡充した。
- **ダイバーシティ、ワーク・ライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化**：子連れでの在外赴任、海外出張、管理職業務と育児の両立等に関する先輩職員の経験談の共有に重点を置いたワークショップ、セミナーを育児休業復職後、育児休業中の職員を対象に各 1 回実施。JICA ファミリーデー（過去最高の 282 名参加）、幼児教育専門家による育児勉強会（新規・計 7 回）、50 代セミナー（1 回）、介護セミナー（2 回）、ニュースレター発行（計 4 回）、育児・介護をテーマとした人事部主催のランチ会（育児・介護、毎月 1 回）などを通じ、ライフイベントと在外勤務や海外出張等の機構業務の特性を踏まえたキャリア形成の両立に向けたグッド・プラクティスの共有等を促進した。
- **メンタルヘルスへの取組**：7 月のバングラデシュ・ダッカでの襲撃事件や南スーダンの騒擾・退避事案等を受け、大きなショックを受けたときの心の疲れとの向き合い方やセルフケアの方法、管理者の心得等に関するメンタルヘルスセミナーを実施（計 2 回、本部参加者 167 名、国内・海外延べ 62 拠点とテレビ会議接続）。改正労働安全衛生法により義務化されたストレスチェックの実施に関し、制度・運用面の整備、実施の勧奨、結果の周知・共有等を通じ、メンタル不調の未然防止、職場環境改善に係る取組を強化した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

<対応>

キャリア・コンサルティングを通じた職員のキャリア開発支援を継続すると同時に、JICA アカデミーの拡充及び研修機会の質・量両面での拡大（特定職向け研修の導入、金融機関等の外部機関を活用した専門研修の活用など）を通じて、職員・スタッフ等のコアスキル及び専門性の強化を図り、業務内容の拡大と高度化に対応した。適材適所の人員配置と人材活用の観点からは特定職転換の拡充を通じて特定業務への対応力を強化するとともに、有為の有期雇用人材の更なる活用を図った。

加えて、ナショナルスタッフ（NS）に関しても管理職登用ガイドラインの策定、所属部門を超えたNS 能力開発・研修機会等の共有プラットフォームの設置、NS 向け JICA アカデミーの拡充などを通じ、より一層活躍できる環境の整備を推進している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評価と根拠>

評価：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 適切な人事評価の実施と処遇への反映

年 1 回の勤務成績評価を適切に賞与及び昇給に反映するとともに、評価者研修の継続実施やウェブ・ベース研修の新規実施を通じて制度理解と評価の目線合わせを継続した。また、職員アンケートの結果からは全体の 74%が働き甲斐のある組織であると回答しており、上場企業や公務員と比較しても高い水準を維持している。

2. 適材適所の人事配置、ダイバーシティマネジメントの推進

ハンドブックの改訂等により特定職のキャリアパスを明確化した。また、特定職から総合職への職系転換（4 名）、有期雇用人材の特定職への採用（26 名）などを通じ、有為な人材の活用を推進した。さらに、ダイバーシティマネジメントを推進するための管理職等向けの研修を新設するとともに、上位管理職向けの研修でも周知するなどの方策を取った。

3. 職員等の能力強化

年度計画で設定した定量的指標であるキャリア・コンサルティングは計画どおり 48 名を対象として実施したほか、実施年次の引き下げなどを通じてキャリア形成への意識づけを強めている。また、コアスキル研修の受講を若手職員にも勧奨し、基礎的能力やノウハウの早期定着を促進した。加えて、専門能力を強化するため、外部研修に職員 16 名を派遣している。さらに、現地職員を有効に活用するため「JICA アカデミー」英語版を継続し、7 件の講義に延べ 280 名が参加した。

4. ワーク・ライフバランスに係る取組の強化、環境整備等

働き方改革「SMART JICA PROJECT」の継続や配偶者同伴休職制度の運用、在宅勤務制度の利用環境や運用の改善、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正に対応するための制度改善などを通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組み、業務の一層の効率化や生産性の向上を図っている。

<課題と対応>

現地職員も含めた多様な人材のさらなる活用に向けた働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーション

ンの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等が今後の課題である。かかる状況を踏まえ、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の推進を通じた生産性向上、創造的業務の促進や、キャリア形成とライフイベント、家庭生活の両立に向けた施策の確実な継続、研修実施を通じた現地職員の能力開発に引き続き取り組む。

また、職員の能力強化と中核的な人材育成のため、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルティングを継続するほか、他機関への出向等を実施する。

3－5．主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

適切な人事評価の実施と処遇への反映については、内部制度に基づき適切に実施されている。

適材適所の人事配置、ダイバーシティマネジメントの推進については、内部制度の運用に取り組んでおり、適切に実施されている。

職員等の能力強化については、キャリア・コンサルティングを計画どおり 48 名を対象として実施したことに加え、特に若手・中堅職員の能力開発に向けた取組の拡大や、専門能力の強化を目的とした外部研修への派遣等の取組を推進している。

ワーク・ライフバランスに係る取組の強化、環境整備等については、働き方改革の継続や、制度の改善に引き続き取り組んでいる。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・JICA 職員が現場で政策レベルやプログラム全体をみていくためには、また南スーダンのように日本人関係者の行動が制約を受ける状況において、事業継続における現地職員の役割は益々重要になっている。現地職員の一層の活用を図るために、特に有能な人材においては昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討することも進めて欲しい。現地職員の昇進や待遇について、諸外国の援助機関の取組も参考にしながら、具体的な施策が打ち出されることを期待する。知日人材の活用についても同様。（給与水準 No. 26 にも関連？）専門性の高い JICA 職員の育成・適正配置についても、専門性の高い JICA 職員を政策コーディネーターや「強化プログラム」リーダーとして配置（及び育成）するなど、人事の観点からも検討しては如何。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標 4. 財務内容の改善に関する事項 (1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。
中期計画 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項） 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。
年度計画 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項 ⑤ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第 31 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。 ⑥ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。
主な評価指標 （定性的指標）前期中期目標期間繰越積立金及び前期中期目標期間繰越回収金の使途

3-2. 業務実績

指標 34-1 前期中期目標期間繰越積立金の使途

- 主務大臣より承認された 238.5 億円のうち 10.4 億円が安全対策経費及び事業継続計画に係る経費の財源とすることを認められており、2016 年度は 5.0 億円を事業継続計画に係る経費として支出した。

指標 34-2 前期中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68.0 億円）のうち、2012 年 6 月に主務大臣から承認された 16.8 億円を第 3 期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画

としている。なお、残額の 51.3 億円は 2012 年 7 月に国庫納付した。

- 2016 年度は 7.8 億円を北海道国際センター（帯広）及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に支出した。

3－3．指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<対応>

主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出した。

3－4．年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金を主務大臣の承認の範囲内で適切に支出した。

以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

なし。

3－5．主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行ったと評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 35	中期目標期間を超える債務負担
関連する政策評価・行政事業レビュー	平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
該当なし							

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
中期目標（定めなし）
中期計画 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。
年度計画（定めなし）
主な評価指標 なし

3-2. 業務実績

指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 商慣習上、長期の複数年度契約が一般的な場合や、契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある、若しくは経費の増大が見込まれる場合に、機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間をまたぐ複数年度契約として 1,668 件の契約を締結した。

3-3. 指摘事項への対応
<指摘事項>なし

3-4. 年度評価に係る自己評価
<評定と根拠> 評定：B 根拠：商慣習上、長期の複数年度契約が一般的な場合や、契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある、若しくは経費の増大が見込まれる場合に、機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間を超える債務負担を行う契約を締結している。以上より、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 <課題と対応> なし。

•

3-5. 主務大臣による評価
評定：B <評定に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担について、必要性が認められる範囲内での契約であると認められる。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞ （実績に対する課題及び改善方策など）

—

＜その他事項＞ （有識者からの意見聴取等）

—